

「行政の福祉化」等府の施策説明資料
〈別添1～別添19〉

平成29年度～平成32年度

大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)他9施設の清掃等業務委託に
係る総合評価一般競争入札

目 次

- 別添1 大阪府における行政の福祉化の取組みについて
- 別添2 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称:エル・チャレンジ)について
- 別添3 障がい者雇用率制度について
- 別添4 「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」(ハートフル条例)について
- 別添5 「障害者職業生活相談員選任報告書」
- 別添6 大阪府ITステーションの概要
- 別添7 在宅就業支援団体の概要
- 別添8 大阪府工賃向上計画支援事業の概要
- 別添9 「障がい者サポートカンパニー制度」について
- 別添10 (一社)おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)の事業概要について
- 別添11 地域就労支援センター
- 別添12 障害者就業・生活支援センター
- 別添13 母子家庭等就業・自立支援センター
- 別添14 ホームレス自立支援センター
- 別添15 地域若者サポートステーション
- 別添16 自立相談支援事業について
- 別添17 公正採用選考人権啓発推進員の概要
- 別添18 公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修の案内
- 別添19 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度

大阪府における行政の福祉化の取り組みについて

行政の福祉化とは

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して、障がい者や母子家庭の母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取り組み』であり、全庁的に進めている。

行政の福祉化促進プロジェクトチーム（H11～H15）

◎平成11年11月 副知事をトップに各部局総務担当課長で結成

取り組みにあたっての視点

- 福祉の目指すべき方向は、障がい者や母子世帯の母、高齢者など特定の課題を抱えている人たちに対し、それぞれの人の自立した生活を支援していくという視点が不可欠！
- 健康福祉部だけでなく、府政のあらゆる分野で既存資源を活用、あるいは行政手法の改善工夫を行うことで自立支援を促進する。とりわけ雇用就労につなげていく必要があるが新たに雇用創出のための事業化・予算化はしない！

あくまで既存の予算・事業・資源を活用して取り組む

- 「福祉は担当部局のみが行なう」という職員の意識も同時に改革していく！

平成12年3月『行政の福祉化促進プロジェクト報告書』策定

【新たな課題】雇用失業情勢のさらなる悪化
⇒とりわけ障がい者、母子家庭の母をめぐる雇用環境の悪化

平成15年3月『平成14年度 行政の福祉化推進プロジェクト報告書』策定

概要

これまでの取り組みに加え、府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で次の項目を重点的に検討。

- (1) 官公需発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
 - ⇒ ・総合評価一般競争入札制度の導入
 - ・府有施設における清掃業務の就労訓練（就労支援）の取り組み 等
- (2) 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用（平成11～16年度）
- (3) 既存資源の福祉活用の検討
 - ⇒ ・グループホーム、ケアホームへの府営住宅の提供
 - ・府立高等学校余裕教室の福祉的活用 等
- (4) 公務労働分野における障がい者等の就労促進方策の検討
 - ⇒ ・非常勤事務職員として母子家庭の母を雇用
 - ・知的障がい者を非常勤職員としてモデル雇用 等

報告書策定以降の取り組み

- 平成18年度からの指定管理者の選定にあたり、障がい者雇用の促進など、行政の福祉化の視点を審査基準等に盛り込み、障がい者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用を創出
- 平成19年度からの大阪版市場化テストにおいても就職困難者の雇用を創出
- 市町村への普及啓発

庁内の推進体制

行政の福祉化推進会議（平成15年7月～）

座長：福祉総務課長 構成員：各部局総務担当課長

※各部局で「行政の福祉化推進員」を指定し、行政の福祉化に関する施策の進捗状況の把握及びに施策実施の促進に務める。

主要項目における取り組み結果

◎官公需発注等による、就職困難層の雇用・就労支援の状況（平成28年3月末時点）

	雇用者数	備考
総合評価入札制度	141	
大規模（10施設）	118	平成15年度～全国初の取り組み
中規模（8施設）	23	平成18年度から実施：府民センター（6箇所）及び府立大学府羽曳野キャンパス等
小規模施設（3施設）	3	清掃業務において府の非常勤職員として雇用
指定管理者制度（68施設）	406	指定管理者からの新規提案数+既雇用数
大阪版市場化テスト（7業務）	4	
合計	554	

- ◎既存資源の福祉的活用（平成28年3月末時点までの実績）
 - ・知的障がい者、精神障がい者のグループホームの開設にあたり、府営住宅を413箇所（689戸）提供（継続事業）
- ◎公務労働分野における就労促進（平成28年3月末時点）
 - ・50名の母子家庭の母を非常勤事務職員として雇用（継続事業）
 - ・知的障がい者31名及び精神障がい者6名を非常勤事務職員としてチャレンジ雇用（継続事業）
 - ※知的障がい者の配置については、23年度よりハートフルオフィス（大手前・咲洲両庁舎）を設置。精神障がい者の配置については、従来どおり所属配置。
- ◎市町村への働きかけ（平成28年3月末時点）
 - ・総合評価入札制度導入市町 18市

今後の取り組みの方向性

- 障害者自立支援法が施行され、働く意欲のある障がい者の能力・適性に合った就労支援について、積極的な取り組みが全国的に求められており、今後ますます障がい者の雇用促進や自立支援が重要な施策となってきている。

平成19年における全国の母子世帯の完全失業率は7.1%と高い状況（一般世帯は3.9%）

大阪府内民間企業における障害者法定雇用率達成割合は45.3%と未だ低い状況（H28.6.1時点）
※民間企業の法定雇用率は、1.8%から2.0%へ改定（H25.4.1～）

- 大阪府としては、今後とも「行政の福祉化」の取り組みを進めて行くとともに、障がい者や母子家庭の母などの自立支援につながるよう、国、市町村、企業などにも広がっていくよう積極的に進めていく。

1. 「行政の福祉化」とは

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して、障がい者や母子家庭の母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、自立を支援する取り組みを「行政の福祉化」として全庁的に進めています。

大阪府では、平成11年度と14年度（平成15年3月）の2度に渡り、副知事をトップとするプロジェクトチームを設置し、「行政の福祉化推進プロジェクト報告書」を策定し、様々な取り組みを行っています。

さらに今後は、大阪府の行政の福祉化の取り組みが、府民の幅広い理解と協力のもと、市町村をはじめ、国、企業などにも広がり、障がい者や母子家庭の母などの雇用・就労機会を創出し、自立を支援する取り組みが広まるよう積極的な働きかけを行ってまいります。

行政の福祉化プロジェクト報告書の概要（平成15年3月策定）

○新たな報告書の策定にあたっては、雇用失業情勢が一層の厳しさを増す中、とりわけ障がい者や母子家庭の母をめぐる雇用関係は特にきびしいものがあつたため、これまでの取り組みを総括しながら、さらに充実・強化するため、府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で次の項目を重点的に検討しました。

- (1) 官公需発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
- (2) 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用
- (3) 既存資源の福祉活用の検討
- (4) 公務労働分野における障害者等の就労促進方策の検討

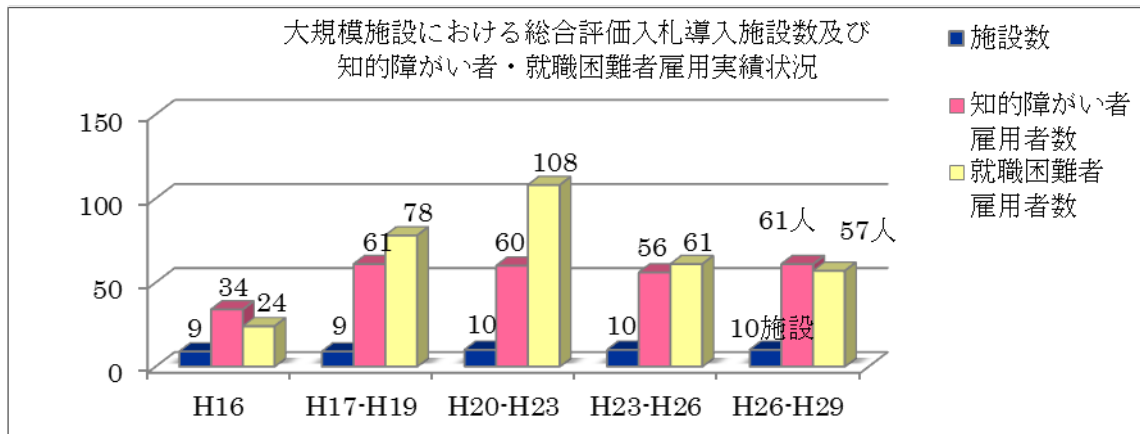
プロジェクト報告書策定以降の新たな取り組み

○平成18年度からの公の施設における指定管理者制度導入にあたっては、障がい者雇用の促進など「行政の福祉化」の観点を審査基準に盛り込み、障がい者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用が創出できるよう努めた。

2. 「行政の福祉化」における総合評価入札制度の位置づけ

雇用情勢が厳しさを増し、とりわけ障がい者など就職困難者を巡る雇用環境は、特に厳しい中、官公需発注における障がい者などの雇用・就労支援を行う観点から、平成15年度に全国初の取組として、大規模施設（WTO物件）での清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度をモデル的に導入し、16年度には新たに7施設において同種の総合評価入札制度を検討・実施し、府の大規模施設の全ての物件（9施設）で本格実施した。

さらに、17年度には、同じく9施設において、20年度までにおける総合評価一般競争入札を実施し、19年度には、20年度の契約更新に向けて評価項目等の見直し（継続雇用等）を行い、20年度には、新たに1施設の大規模施設（府警本部本庁舎）を加えた計10施設において総合評価入札を実施、23年度には大阪府本庁舎に咲洲庁舎を加えて実施した。



○知的障がい者・就職困難者雇用状況〔総括表〕（平成25年3月31日現在）

【大規模施設】

	20～23年度 (契約期間3年)	23～26年度 (契約期間3年)	26～29年度 (契約期間3年)
施設数（ヶ所）	10	10	10
知的障がい者雇用数（人）	60	56	61
当該現場	45	46	46
当該現場以外	15	10	15
就職困難者雇用数（人）	108	61	57

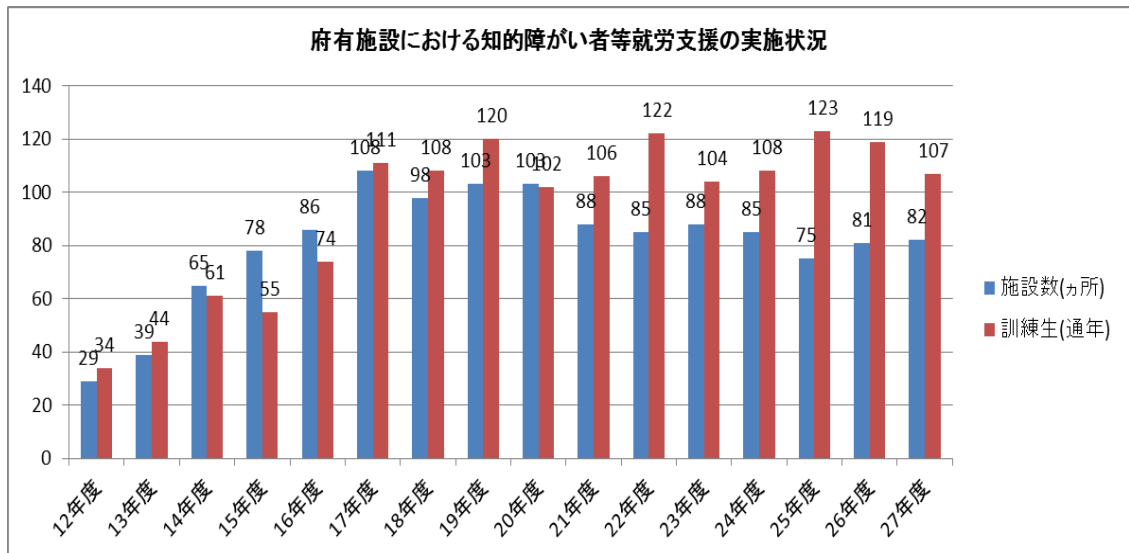
【中規模施設】

	25年度 (契約期間3年)	26年度 (契約期間3年)	27年度 (契約期間3年)
施設数	3	2	3
知的障がい者雇用数	3	2	3
就職困難者雇用数	3	2	3
（空欄）	—	—	—
合計	5	5	13

3. 総合評価入札制度を支える就労訓練の取り組み

府の清掃発注における総合評価入札実施の前提としては、清掃業務にスキルを持った知的障がい者の存在が不可欠です。府では、平成11年度より、府有施設における就労訓練としての清掃業務を、「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（エル・チャレンジ）」に委託し、エル・チャレンジとともに知的障がい者等の就労支援に努めてきました。「行政の福祉化」の重要な取り組みのひとつです。

平成27年度においては、府の82施設における清掃業務をエル・チャレンジに委託したところであり、今後も引き続き、訓練修了生の民間企業での雇用につなげる取り組みを支援していきます。



4. 公の施設における指定管理者制度において、障がい者雇用の促進など「行政の福祉化」の観点を導入

指定管理者制度の導入にあたって選定基準に行政の福祉化の視点を盛り込むよう、平成16年11月に庁内関係部局で構成する検討ワーキングを立ち上げ検討をすすめてきました。

その結果、障がい者法定雇用率や各種就労支援事業を活用した雇用、知的障がい者の清掃現場就業に対する取組みなどを行政の福祉化の観点として導入できるよう検討を行い、平成18年度からの指定管理者の選定にあたって行政の福祉化関連項目として審査基準等に盛り込んだことで、406名の障がい者や母子家庭の母などの就職困難者の新規雇用を生み出しました。

5. 大阪版市場化テストの対象業務の発注にあたって、障がい者雇用の促進など「行政の福祉化」の観点を導入

大阪版市場化テストの対象業務として、民間開放を進めることが決まった業務を発注するにあたって、行政の福祉化の観点を盛り込むよう、平成19年4月に庁内関係部局で構成するワーキングを立ち上げ検討を進めてきました。

その結果、障がい者雇用率や各種就労支援事業を活用した雇用などを行政の福祉化の観点として導入できるよう検討を行い、事業者の選定にあたって行政の福祉化関連項目として審査基準等に盛り込むこととしました。

6. 「行政の福祉化」における主な取り組み

このように、大阪府の「行政の福祉化」の取り組みとしては、総合評価入札制度や指定管理者制度のほか、主なものは以下のとおりです。

【生活困窮者就労訓練事業】

池田子ども家庭センター、岸和田子ども家庭センターにおいて、就労訓練事業所認定を受けた事業所に清掃業務を委託し、生活困窮者の就労訓練の場としています。

【既存資源の福祉活用】

知的障がい者、精神障がい者のグループホーム・ケアホームの開設にあたり、府営住宅の提供を行っています。

最近の取り組みとして、本館1階において営業しておりました「まちのパンやさん」にかわり、府庁別館のスペースを活用し、「福祉のコンビニ こさえたん」がオープンしました。障がい福祉施設で作った、パン、弁当・惣菜や焼菓子、雑貨等を販売しています。

【公務労働分野における障がい者等の就労促進】

厳しい雇用環境の中、府自らが積極的に雇用を進めています。

その取り組みとして、本庁における知的障がい者の職場実習の受け入れや非常勤職員としてのチャレンジ雇用などを実施し、平成23年度からは、集中配置方式によるハートフルオフィス（大手前・咲洲）を設置しています。

また、母子家庭の母については、母子家庭等就業・自立支援センターへ求人を行い、雇用しております。

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
(愛称 エル・チャレンジ) について

1 エル・チャレンジの概要

- 目的 清掃等の建物サービスを通じて、知的障がい等のある人たちに対する就労訓練の実施や一般企業への就労支援システムづくりに取り組み、知的障がい者等の雇用の促進を図る。
- 形態 中小企業等協同組合法による事業協同組合（大阪府知事認可）
- 役員及び組合員
 - 代表理事 富田 一幸（株式会社ナイス代表取締役）
 - 理事 坂本 ヒロ子（社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長）
 - 理事 小泉 いと子（社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会理事長）
 - 理事 佐伯 英敏（株式会社グッドウイルさかい代表取締役）
 - 理事 小尾 隆一（社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事兼事務局長）
 - 理事 丸尾 亮好（エル・チャレンジ事務局長）
 - 監事 殿村 壽敏（社会福祉法人精神障害者社会復帰促進協会理事長）

○設立 平成 11 年 5 月 6 日

2 エル・チャレンジの業務内容

区分	業務内容
日常清掃	① モップやほうきによる清掃 ② デッキブラシ等によるトイレ清掃 ③ トイレトーパー、消毒液等の点検・交換
定期清掃	① ポリシャーによる剥離洗浄ワックス塗り ② ポリシャーによるカーペットクリーニング等
ガラス清掃	① ガラス清掃（ゴンドラ等による外面ガラスの清掃は除く）
屋外清掃	① フロアによる落ち葉清掃 ② 側溝の土砂上げ ③ 植栽への水まき
除草	① 肩がけや自走式の除草機による大規模な草刈 ② 手作業による根おこし除草 ③ ゴミ処理場への運搬

※ その他、必要に応じての清掃業務等（但し、高所及び危険場所等の清掃については困難な場合もある）、小規模なものから大規模な清掃まで、十分な経験を有する。

3 大阪府における取組み

エル・チャレンジは、知的障がい者等の様々な支援に取り組んでいる社会福祉法人等6つの団体を組合員（構成員）として、知的障がい者等の雇用促進を図るため設立された中小企業等協同組合法による事業協同組合である。同組合では、知的障がい者等の雇用促進を図る一環として、組合員の行う建物サービス（清掃業）の共同受注等を行っている。

大阪府では、「行政の福祉化」の取組みの一環として、知的障がい者等の雇用を促進させるために、就労訓練から雇用の確保、そして定着指導までの一貫したプログラムによる就労支援システムの確立を図るエル・チャレンジに対し、訓練現場の提供を行うことにより、知的障がい者等の自立、就労機会の拡大を図ってきた。

平成27年度までの取組みの実績は、訓練生として延べ2,000名を超え、そのうち700名以上の方の就職に繋がっている。

<問い合わせ先>

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合

〔愛称：エル・チャレンジ〕

〔住所〕〒540-0006 大阪府中央区法円坂 1-1-35 大阪市教育会館5階

〔電話〕06-6920-3521 〔FAX〕06-6920-3522

障がい者雇用率制度について

障がい者雇用率制度

事業主は、次のように障がい者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される法定雇用障がい者数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければなりません。この法定雇用障がい者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合には、各企業における雇用障がい者数の算定対象に加えることができます。

法定雇用障がい者数※1	=	企業全体の常時雇用する労働者※2 (短時間労働者※3を含む)の総数 ※4	×	障がい者雇用率 (民間企業は2.0%)
-------------	---	--	---	------------------------

※1 法定雇用障がい者数の算定に当たっては、1人未満の端数は切り捨てます。

※2 常時雇用する労働者とは、以下のいずれかの者です。

(イ) 期間の定めなく雇用されている労働者

(ロ) 一定の期間（例えば、1週間、2ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(ハ) 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者のことです。

なお、短時間労働者については、1人の雇用をもって0.5人を雇用しているものとして、計算することとなります。

※4 除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主については、「企業全体の常時雇用する労働者の総数」を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除することになります。

雇用障がい者数の算定方法

各企業における雇用障がい者数の算定は、下表のとおり行います。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障がい者	○	△
重度	◎	○
知的障がい者	○	△
重度	◎	○
精神障がい者	○	△

※ ○ = 1カウント ◎ = 2カウント △ = 0.5カウント

障がい者の雇用に関する状況の報告

事業主は、毎年6月1日現在における身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用に関する状況の報告を、7月15日までに、「障害者雇用状況報告書」により企業の主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行わなければなりません。

※報告義務のある事業主

法定雇用障がい者数が1人以上となる事業主、すなわち常用雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が50人以上の事業主

問い合わせ先 大阪府商工労働部 雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ
大阪府中央区北浜東3-1-4 エル・おおさか 本館11F TEL06-6360-9077

障がい者雇用状況の改善に向けて、 事業主の皆様のご協力をお願いします。

- ☆ 大阪府と契約を締結した事業主
 - ☆ 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主
 - ☆ 大阪府の公の施設の指定管理者の指定を受けた事業主
- の皆様へ 《必ずお読みください》

**障がい者が生き生きと働き、自立した生活を送ることができる
地域社会の実現に向け、ハートフル条例を施行しております。**

大阪府は、障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として仕事に就き、その能力を發揮した日々を過ごすことのできる、明るく笑顔あふれる地域社会づくりをめざしています。

そのため、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る目的で、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」を制定し、府と関係のある事業主の皆様に対して、障がい者雇用率（いわゆる法定雇用率）の達成に向けた取組みを誘導・支援しています。

府では、法定雇用率の達成に向け、必要な助言や支援をしっかりとしてまいりますので、事業主の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

《ハートフル条例》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyourei.html>

《ハートフル条例施行規則》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyoureikisoku.html>

大阪府障がい者雇用促進センター

＜大阪府障がい者雇用促進センターは、ハートフル条例の運用や障がい者雇用に取り組む事業主様の支援を行うため、大阪府商工労働部雇用推進室に設置された組織です。＞

I. 条例の対象となる事業主の皆様

次の（１）及び（２）に該当する事業主の皆様が対象となります。

（１）次のいずれかに該当する事業主

■ 大阪府との間で締結される契約（府の支出の原因となる契約に限る。）のうち、次のいずれかに該当する契約を締結した事業主

- ・ 一般競争入札又は指名競争入札により締結する契約
- ・ 随意契約により締結する契約のうち、ア、イのいずれかに該当する契約
ア. 公募プロポーザル型事業者選定方式により相手方を決定する随意契約
イ. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（*1）又は第4号（*2）の規定により締結する契約
*1：障害者支援施設等から物品を買い入れる契約やシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約等
*2：知事の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れる契約

■ 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主

■ 大阪府の公の施設について指定管理者の指定（公募に応じて指定の申請をした場合に限る。）を受けた事業主

（２）事業主の規模等

- 常用労働者50人以上（注1）の民間事業主（法定雇用率2.0%）
- 常用労働者43.5人以上（注1）の特殊法人及び独立行政法人（法定雇用率2.3%）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第44条から第45条の3までの規定により、障がい者雇用率の算定の特例を受けている親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主



注1:チェックポイント!

常用労働者数の計算（除外率）について

常用労働者数の計算にあたり、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その労働者数から一定率に相当する労働者数を控除できます。控除した後の労働者数が法定雇用障がい者数算定の基礎となる労働者の数となります。

(例1) 全事業所が建設業に該当する事業主

常用労働者69人 × 20%(除外率) = 13人(端数切捨て)

69人 - 13人 = 56人 ← 法定雇用障がい者数算定の基礎となる労働者の数

(例2) 全事業所が建設業に該当する事業主

常用労働者55人 × 20%(除外率) = 11人

55人 - 11人 = 44人 ← 法定雇用障がい者数算定の基礎となる労働者の数

※例2のように算定の基礎となる労働者の数が50名未満となる場合、報告義務はございません。

Ⅱ. 条例に基づく手続き等

(1) 障がい者雇用状況の報告

条例の対象となる事業主は、法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用しているか否かを確認するため、障がい者の雇用状況(注2)を大阪府知事に報告する必要があります。(条例第17条第1項)

■ 報告期限

「契約締結日」「補助金の交付決定があった日」「指定を受けた日」の翌日から起算して10日を経過する日

■ 報告方法 (ア) 又は (イ) いずれかの方法で報告してください。

(ア) 管轄の公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書(写し)を提出する。
この場合、報告書の余白又は裏面、あるいは別紙に、下記の例により知事あて報告する旨を記載して、記名押印(代表者印)又は署名し提出して下さい。

【記載例】

大阪府知事 様
大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、報告します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社 △△ 代表取締役 □□ □□ ㊟
《記名押印(代表者印)又は署名》

(イ) 府で定める様式に記載して提出する。

様式は次のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/jorei-yoshiki/index.html>

送付先: 〒540-0031

大阪府中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

大阪府商工労働部雇用推進室 就業促進課障がい者雇用促進グループ

■ その他

- ・ ハートフル条例に基づいて、すでに大阪府知事に対し、同じ年の6月1日現在の雇用状況を報告いただいている場合には、改めて提出していただく必要はありません。

- ・「親事業主」「特例子会社」「関係会社」「関係親事業主」「関係子会社」「事業協同組合等」「特定事業主」については、特例を受けている全事業主分の雇用状況を報告してください。この場合、契約締結等の相手方が「特例子会社」「関係会社」「関係子会社」「特定事業主」(以下「特例子会社等」といいます。)であるときは、「特例子会社等」が全事業主分の雇用状況を報告してください。



注2:チェックポイント!

障がい者の雇用状況の報告について

障がい者の雇用状況を報告していただくにあたり、報告日直前の6月1日の障がい者の雇用状況を報告していただくこととなっておりますのでご注意ください。

※ただし、5月23日から7月4日までの間に契約締結／補助金の交付決定／指定管理者の指定を受けた場合は、7月15日までに、当該年度の雇用状況をご報告ください。

(2) 障がい者雇入れ計画の作成

条例の対象となる事業主のうち、雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る事業主(以下「未達成事業主」という。)は、2年以内に法定雇用障がい者数以上となるように障がい者雇入れ計画を作成し、記名押印又は署名の上、大阪府知事に提出する必要があります。(条例第18条第1項)

■ 提出期限

「契約締結日」「補助金交付の決定があった日」「指定を受けた日」の翌日から起算して2ヵ月を経過する日

■ 計画様式 (次のウェブサイトからダウンロードできます。)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/jorei-yoshiki/index.html>

ハートフル条例 様式

■ 計画期間

・雇入れ計画の計画期間は2年以内です。ただし、公共職業安定所長の命令により計画を作成している場合は、その計画の期間の末日を雇入れ計画の期間の末日とすることができます。

・知事は提出いただいた障がい者雇入れ計画が著しく不相当であると認めるときは、当該雇入れ計画を変更すべきことを勧告することがあります。(条例第18条第2項)

(3) 進捗状況及び達成状況の報告

未達成事業主は雇入れ計画を提出後、その計画の進捗状況や達成状況を大阪府知事に報告する必要があります。

■ 進捗状況の報告

- ・障がい者雇入れ計画を作成した事業主は、雇入れ計画を提出後、計画の中間期に当該雇入れ計画の進捗状況を報告していただく必要があります。(条例第20条第1項)
- ・当該雇入れ計画の進捗状況が適当でないと認められるときには、当該雇入れ計画を確実に実施すべきことを勧告することがあります。(条例第20条第2項)

■ 達成状況の報告

- ・障がい者雇入れ計画の期間の終了後、45日以内に当該雇入れ計画の達成状況を報告していただく必要があります。その際、計画を達成できなかった場合はその理由をご報告いただきます。(条例第21条)

Ⅲ. 条例を守らなかったときなどの措置

(1) 氏名等の公表

- ・大阪府知事は、次のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができます。(条例第23条第1項)

- ・「障がい者の雇用状況」、「障がい者雇入れ計画の進捗状況」及び「障がい者雇入れ計画の達成状況」の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ・「障がい者雇入れ計画」の提出をせず、又は虚偽の計画を提出したとき
- ・条例第18条第2項(障がい者雇入れ計画の作成等)及び第20条第2項(障がい者雇入れ計画の進捗状況の報告)の規定による勧告に従わなかったとき。
- ・条例第22条第1項(報告の徴収及び立入調査)の規定による報告の要求に応じず若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

- ・「障がい者雇入れ計画」を達成することができなかった場合において、そのことが当該計画を提出した事業主の責めに帰すべき重大な理由によるものと認められるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することがあります。(条例第23条第2項)

(2) 制限措置の実施 < ご注意ください。>

条例第23条により氏名等を公表された事業主に対しましては、下記の要綱に基づき、一定期間、契約の相手方、補助事業の対象者又は指定管理者としないことを決定することがあります。

「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の規定に基づき氏名等を公表された事業主に係る契約の締結及び補助金の交付等の制限措置に関する要綱」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/simeikouhyou.html>

IV. 未達成事業主様への支援

大阪府障がい者雇用促進センターでは、障がい者雇入れ計画を提出された事業主の計画達成に必要な助言や支援を行います。(条例第19条)

※ご利用はすべて無料です。

◆ 専門家派遣

障がい者を雇用するときに役に立つ様々な環境整備をサポートするため、事業主様の事務所に社会保険労務士や民間企業経営経験者など民間専門家を派遣します。

《サポート内容》

- ・ 社内研修会や学習会の講師
- ・ 特例子会社設立のサポート
- ・ 特例子会社や支援学校・訓練校見学のコーディネート
- ・ 雇用事例紹介、障がい特性理解の促進
- ・ 職場環境の改善、人事・労務管理のアドバイス
- ・ 職場定着のノウハウ提供、助成金等の支援制度活用方策の紹介 など

◆ 職業紹介

事業主様と、求職中の障がい者の皆さん(職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等)とのマッチングを行います。

◆ 職業実習受入れのコーディネート

障がい者の職場実習を検討される事業主様と、実習希望者との橋渡しを行います。

◆ 各種セミナー・障がい者の職業訓練施設等見学会の開催

障がい者雇用の経験が少ない事業主様を対象とした様々な業種に応じたセミナーや障がい者の職業訓練施設等、障がい者雇用先進事業所の見学会を開催します。

《セミナー開催事例》

◇障がい者の職業訓練施設等見学会

障がい者が実際に職業訓練を行っている様子を見学できます。

◇知的障がい者と働くノウハウをご紹介するセミナー

知的障がい者を多数雇用されている企業の事例紹介など。

◇体験型知的障がい者雇用セミナー

- ・ 訓練施設体験コース・・・職業訓練施設で実際に障がいのある方と一緒に訓練を行います。
- ・ 雇用企業体験コース・・・特例子会社で様々な業務を体験します。

◇精神障がい者雇用管理セミナー

精神障がい者の採用から雇用管理までを学ぶセミナー など



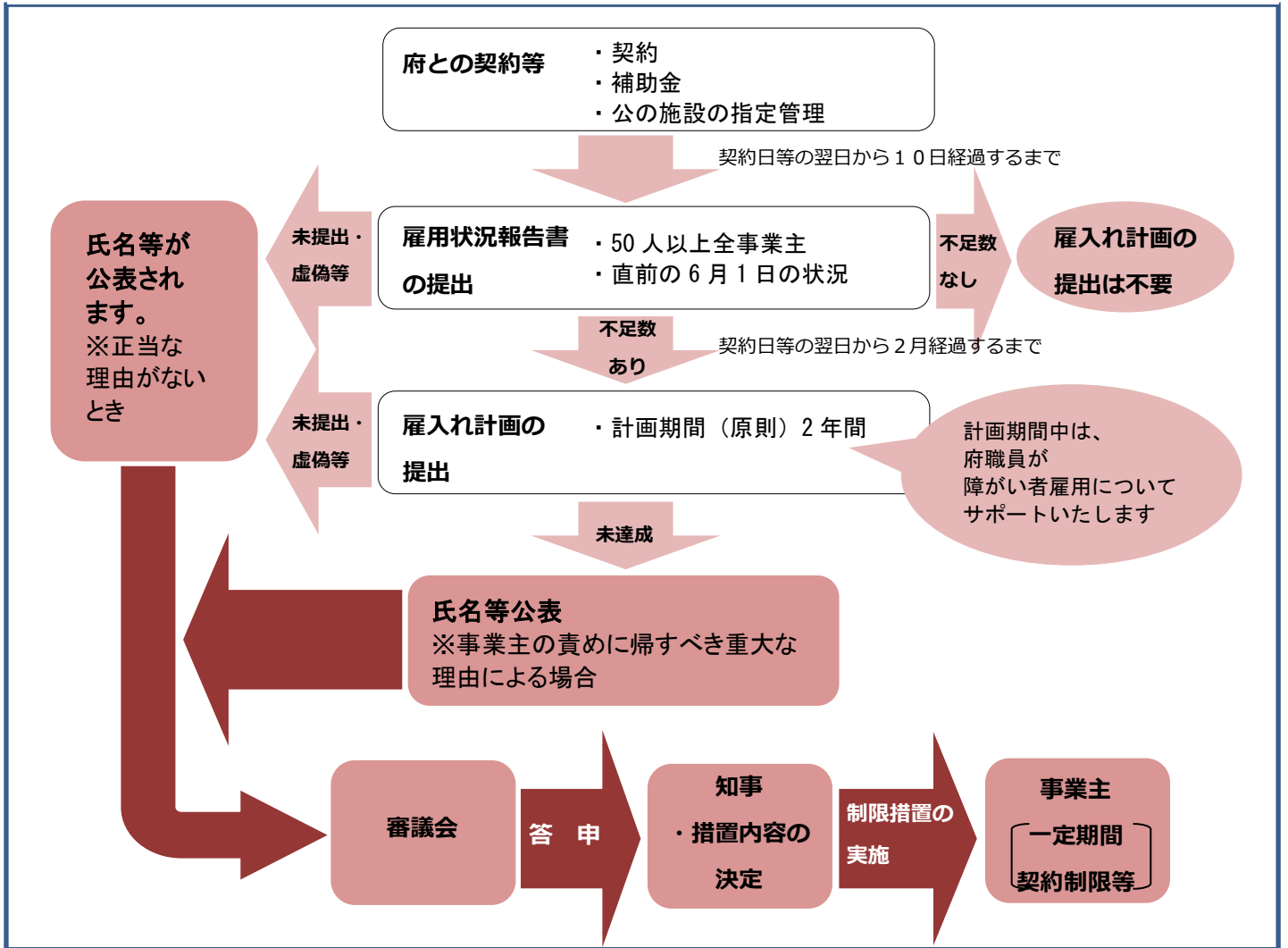
ご確認ください

雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります
(平成 28 年 4 月 1 日から「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が改正)

- ・募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別を禁止します。
- ・事業主は、合理的配慮として、障がい者一人ひとりの状態や職場の状況に応じて、例えば視覚障がいのある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うなどの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。
- ・事業主は、相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

※大阪府では、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記しています。

ハートフル条例等の流れ



お問い合わせ・書類のご提出先



大阪府商工労働部雇用推進室
就業促進課障がい者雇用促進グループ
(大阪府障がい者雇用促進センター)

<所在地>
〒540-0031
大阪府中央区北浜東3-14
エル・おおさか(大阪府立労働センター)
本館11階

<電話>
06-6360-9077
06-6360-9078

<FAX>
06-6360-9079

※矢印は車でお越しの場合(有料駐車場あり)

障害者職業生活相談員選任報告書

① 事業所	名称					② 事業の種類				
	所在地									
③ 労働者数	④ 障害者数	(イ) 身体障害者の数	(ロ) 知的障害者の数	(ハ) 精神障害がある者であって厚生労働省令で定める者の数	(イ)～(ハ)の合計人数					
障害者職業生活相談員	⑤ 氏名				⑥ 生年月日		年	月	日	
	⑦ 選任年月日		年	月	日					
	⑧ 職歴等									
	⑨ 権限及び職務区分									
	⑩ 新任、改任の事由等									
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第40条第2項の規定により、上記のとおり届けます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公共職業安定所長 殿</p> <p style="text-align: right;">事業所所在地</p> <p style="text-align: right;">事業主代表者氏名 記名押印又は署名</p>										

【注意】

- 「②事業の種類」欄には、当該事業所の事業の種類を日本標準産業分類の中分類により記載すること。
- 「④障害者数」の(ハ)欄には、
 - 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は
 - 統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている者(①に該当する者を除く)であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者であって、職場適応訓練の終了後当該職場適応訓練を委託された事業主に雇用されている者の数を記載すること。
- 「⑧職歴等」欄には、障害者職業生活相談員の資格を有することを明らかにするため、それに必要な職歴、勤務年数、学歴等について記載すること。
- 「⑨権限及び職務区分」欄には、障害者職業生活相談員が2人以上いる場合に、この報告に係る障害者職業生活相談員が担当する職務区分、主任等の区分を記載すること。
- 事業主代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

ホームページ制作・データ入力など IT関連のお仕事をお受けします！

大阪府 IT ステーションの概要

昨今の情報通信技術の進展により、時間や場所にとらわれず働けるテレワークが広がってきています。このテレワークは、企業での勤務が難しい障がい者にとっても雇用という形態に限らず多様な働き方の選択肢のひとつとして大きく期待されています。

大阪府 IT ステーションでは、障がい者の方に IT 技術習得の訓練を受けていただき、高度な IT スキルを身につけたテレワーカーを養成し、障がい者の在宅就労を支援しております。

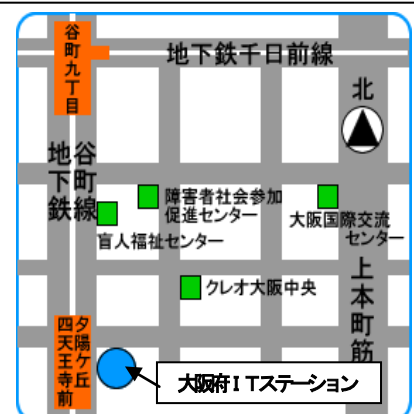
障がい者テレワーカーがお受けできる業務メニュー

- 1、 ホームページ新規作成
 - ・ 5ページ程度の小規模なもの . . . 10万円程度
 - ・ CMS（コンテンツ管理システム） . . . 30万円程度
 - 2、 ホームページ更新
 - ・ リニューアル . . . 元のHPにより変動しますので要相談
 - ・ 特定ページのみ修正など . . . 1ページあたり、1万円程度
 - ・ スポット修正 . . . 1部分あたり、3千円～5千円程度
 - 3、 簡易データベース新規作成
 - ・ パソコン上での簡易DB検索 . . . 仕様により変動しますので要相談
 - ・ WEBからの簡易DB検索 . . . 仕様により変動しますので要相談
 - 4、 簡易データベース更新
 - ・ アクセスDB処理など . . . 仕様により変動しますので要相談
 - 5、 簡易イラストデータ作成
 - ・ マップ作成、HP上のロゴなど . . . 5万～10万程度
 - 6、 テープ起こし . . . 60分15,000円、1分あたり250円
 - 7、 点訳 . . . 原稿により変動しますので要相談
 - 8、 データ入力 . . . 入力仕様により変動しますので要相談
- < お見積は 06-6776-1223 までお問い合わせください。 >

【大阪府 IT ステーション】

■住所 大阪市天王寺区六万休町 3-21
 （最寄駅 大阪市営地下鉄谷町線 「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」）

■お問い合わせ TEL : 06-6776-1223
 FAX : 06-6776-1224
 e-mail : telework@itsapoot.jp



テープ起こし・反訳

会議・講演会・各種シンポジウム・セミナー・インタビュー、裁判証拠などの録音をご指定の形式の文章原稿にまとめます。

料 金

60分 15,000円（税別）・1分当たり250円（税別）

- 60分未満は、基本料金15,000円（税別）とさせていただきます。
- 60分を超えるものは、1分単位（250円・税別）で加算となります。
- 料金には、納品時のプリント原稿用紙代、CDまたはFD代、宅配便代等を含みます。

納 期

通常 中4日（60分音声の場合）

- 録音状態・専門分野によっては、別途ご相談させていただきます。
- 音声の受領日・納品日は含んでおりません。

音声媒体

- テープ・ビデオ・MD・CD・miniDV・ICレコーダー・その他各種媒体

納 品

- マイクロソフト ワード・テキスト・一太郎などご指定の形式
- メールによるデータ送付・宅配便・直接持参 ご希望にあわせて納品いたします。

在宅就業支援団体の概要

「在宅就業支援団体」とは

- 平成 18 年 4 月 1 日に施行（一部、平成 17 年 10 月 1 日より）された障害者雇用促進法の改正において、障がい者の職業的自立の促進のための措置の一環として「在宅就業障害者支援制度」が創設されました。
- その中で、一般就労が困難等の理由から在宅で仕事をしている障がい者（在宅就業障害者）の支援を行う団体として、全国で現在 19 団体が「在宅就業支援団体」として厚生労働大臣による登録を受けています。
- 「在宅就業支援団体」は、障がい者の在宅就業を支援するため、発注元の事業主と在宅就業障害者との間に立ち、
 - (1) 障がい者に対しては、仕事の発注や各種相談支援等を行う
 - (2) 事業主に対しては、納期や品質に対する保証を担う役割を果たします。
- 企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者へ発注する場合、障害者雇用納付金制度に基づく特例調整金・特例報酬金の支給対象となります。

【大阪府内の登録団体】

	団体名	請負可能業務
1	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会・ 大阪市職業リハビリテーションセンター 〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55 TEL:06-6704-7201 Fax:06-6704-7274 http://www.v-sien.org/	システム開発業務、Web サイト制作業務、DTP 業務・データ入力、集計、管理業務、CD-ROM コンテンツ制作業務
2	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会 〒557-0024 大阪市西成区出城 2-4-10 TEL:06-6563-6564 fax:06-6563-6584 http://www.humannet.or.jp/	クリーニング業務 データ入力、名刺作成業務 軽作業業務

大阪府工賃向上計画支援事業(H27～H29)における受発注促進

大阪府では、府内の福祉施設で働く障がい者の工賃水準アップを目指す「大阪府工賃向上計画(H27～29)」を平成27年6月に策定し、現在、共同受注窓口による受発注促進などを盛り込んだ「工賃向上計画支援事業」を実施しています。

《工賃の現状》

福祉施設でさまざまな生産活動を行うことにより施設から利用者の方々に支払われている工賃は、1人あたり月額平均で11,190円(平成27年度)と全国で最も低い水準となっており、地域で自立した生活を送ることが困難な状況となっております。

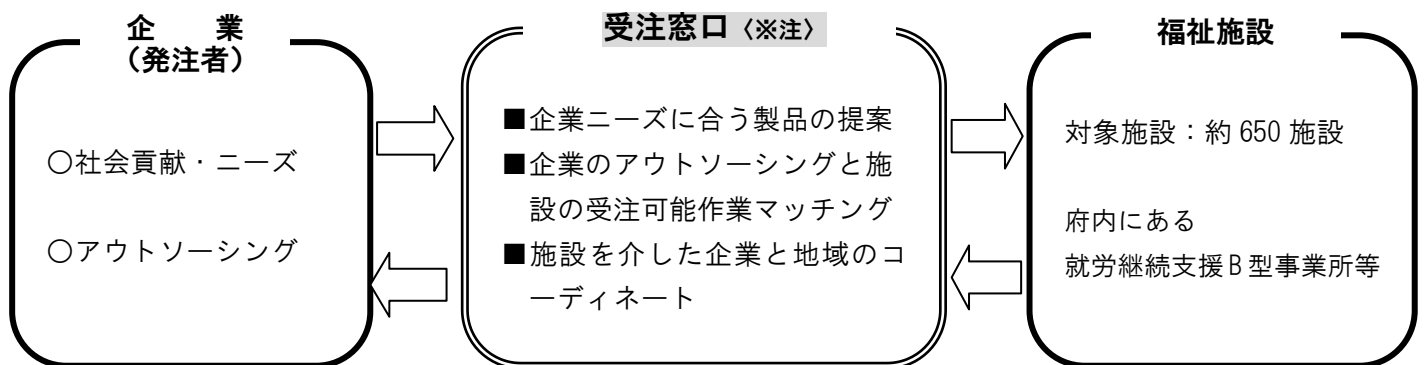
《目標工賃》

大阪府では、平成29年度までに13,900円の目標を掲げており、目標の設定に際しては、第4期大阪府障がい福祉計画(H27.3策定)において設定した目標値から算出した額となっております。

《取組内容》

目標工賃の達成に向け、工賃向上計画支援事業においては、福祉施設の経営改善や技術力の向上を支援するとともに、企業等のニーズと福祉施設をつなぐコーディネーターを配置し、福祉施設で生産された製品の販路開拓や業務の受注拡大に取り組んでおります。

《受注までのフロー図》



《※》一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

[住所] 〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 大阪市教育会館4階

[電話] 06-6949-3551 [FAX] 06-6920-3522

[HP] <http://l-challe.com/kouchin/>

大阪府工賃向上計画

検索

まずは、お気軽にお問い合わせください。

～製品等のご案内～

1 自主製品

ひとつひとつ丁寧に手づくりされた製品は、展示会やイベントの記念品、粗品やお客様へのお土産などにお使いいただけます。

- ① エコグッズ（ECO バッグ、廃油石鹸、エコたわし、マイ箸袋、ペットボトルケース）
- ② 和雑貨（ブックカバー、箸置き、巾着袋、エプロン）
- ③ さをり織り（ポーチ、ランチョンマット、印鑑ケース、マフラー）
- ④ ナチュラル製品（ハーブ入浴剤、アロマグッズ、竹炭シート、無農薬茶）
- ⑤ ステーションリー（ペンケース、クリップ、レターセット、カレンダー）
- ⑥ インテリアグッズ（置物、額縁、プランター、トールペイント、陶芸、キャンドル）
- ⑦ アクセサリー・小物（ストラップ、キーホルダー、バック、コサージュ）
- ⑧ その他（木製玩具、パズル、積み木、陶器、タオル、Tシャツ、台ふき）



ECO バッグ



さをり織
ペットボトルカバー



コーヒー染め
風呂敷

2 業務委託

- ① 清掃（ビル、マンション、公園、墓地、花壇の管理など）
- ② 印刷（名刺、封筒、礼状、年賀状、チラシ、横断幕、Tシャツなど）
- ③ 加工・組立・梱包などの軽作業（電気機器組立、箱の組み立て、シール貼りなど）
- ④ その他（ポスティング、DM発送、シーツの洗濯、包装、データ入力、洗車など）

3 販売協力

- ① 販売場所の提供（企業ビル内の社員食堂周辺スペースを活用したパン等の販売）
- ② イベントなどでの出店（各種イベントにてクッキーや自主製品等の販売）



「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」登録のご案内

登録要件

- (1) 大阪府内に本社または事業所を設置していること。
- (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。
※常用雇用労働者数が50人未満の企業等については、下のいずれかの要件を満たしている場合に「優良企業」の登録対象になります。

優良企業登録について

さらに、次のいずれかの要件を満たしている企業等は「大阪府サポートカンパニー優良企業」として登録していただけます。
※大阪府制度融資「チャレンジ応援資金（金融機関提案型）」のうち該当融資メニューのご利用、ハートフル企業顕彰（知事表彰）の選考の対象となるには、「優良企業」の登録が必要です。

- (1) 毎年1人以上の障がい者の職場体験または実習を受け入れていること。
- (2) 障がい者就労施設等への物品または役務の発注実績が合計24万円以上であること。
- (3) 法定雇用数を超えた障がい者を雇用していること。
 - 常用雇用労働者数300人未満の企業 ⇒ 法定雇用障がい者数を1人超えて雇用
 - 常用雇用労働者数300人以上の企業 ⇒ 法定雇用障がい者数を2人超えて雇用
- (4) 大阪ハートフル基金事業協定を締結していること。
- (5) 次のいずれかの府施策に協力していること。（詳しくはホームページをご覧ください。）
 - 精神・発達障がい者職場定着支援事業 ○精神障がい者社会生活適応訓練事業
 - ハートフルオフィス推進事業 ○難病患者の雇用 など

※(1)、(2)については過去2年間の実績が必要となります。

※(4)については、登録申請日時点で協定を締結していることが必要となります。

※大阪府制度融資のご利用については、融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

登録の有効期間

◆登録日から起算して2年を経過した日以降の最初の3月31日まで。

登録の方法

登録申請書に必要事項を記入し、下記まで郵送または持参してください。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>

◆登録の決定後、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」または「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証」をご送付します。

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

《お問合わせ》 大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 06-6944-9178

《送付先》

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ



障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業を募集中！



障がい者の「働きたい」を 一緒に応援しましょう！

詳しくは中面をご覧ください

お問合せ先

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 06-6360-9077

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 06-6944-9178

大阪府 サポートカンパニー



「大阪府障がい者サポートカンパニー」にご登録いただくと

point! ロゴマークを企業PRに活用していただけます。

- 「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」を交付し、ステッカーを配布します。
- ロゴマークは会社パンフレットや名刺等、企業PRにお使いいただけます。

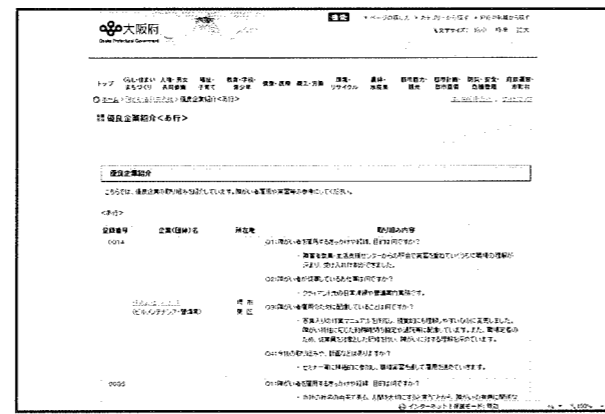
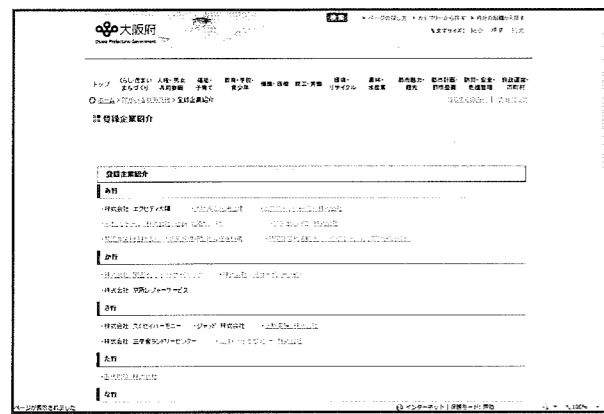


優良企業として登録されると

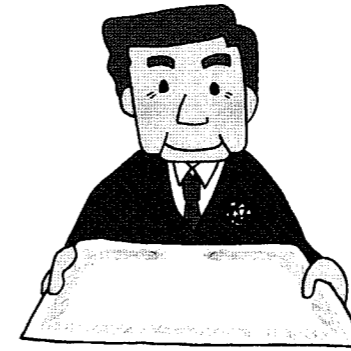
point! ハートフル企業顕彰(知事表彰)の選考対象となります。

障がい者サポートカンパニー制度に「優良企業」として登録されている企業の中から、ハートフル企業顕彰の受賞企業を決定します。

point! 大阪府ホームページ等で企業名や取組み内容をご紹介します。



優良企業の取組み内容をご紹介します。



ハートフル企業顕彰とは

- 障がい者の雇用の促進や職業教育などに大きく貢献し、その功績が顕著である企業を表彰する制度です。
- 平成15年度から、毎年9月に、表彰式を行っています。

point! 大阪府制度融資「チャレンジ応援資金(金融機関提案型)」のうち該当融資メニューにおいて、金利優遇等があります。

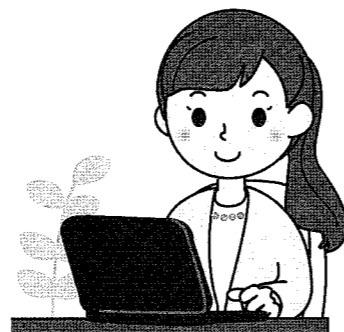
〔対象融資メニュー(平成27年4月1日現在)〕

- りそな銀行 …… 『大阪成長企業応援ファンド (りそな《エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー》融資)』
- 関西アーバン銀行 …… 『大阪府・成長企業支援融資』
- 紀陽銀行 …… 『頑張る企業応援融資(紀陽スーパーサポート)』
- 近畿大阪銀行 …… 『近畿大阪「成長分野」応援ファンド』『近畿大阪「ものづくり」企業応援ファンド』『近畿大阪設備投資応援ファンド』

point! サポートカンパニー交流会やメールマガジンによる情報提供を行います。



「サポートカンパニーの集い」の様子(平成26年9月)



メールマガジン(サポカン.net)障がい者の雇用や就労支援に関する有益な情報を毎月お届けします。

※詳しくは障がい者サポートカンパニーホームページをご覧ください。
※大阪府制度融資のご利用については、融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

「大阪府障がい者サポートカンパニー」登録申請書

申請日： 年 月 日

大阪府知事 様

大阪府障がい者サポートカンパニー制度の趣旨に賛同し、大阪府の取り組む障がい者雇用及び就労支援施策に協力いたします。また、下記の事項について、事実と相違ありません。

記

1 申請者

<input type="checkbox"/> 新規申請		<input type="checkbox"/> 更新申請		・現在の登録証の登録番号（ ）	
				・現在の登録証の有効期限（平成 年 月 日）	
名称★		(フリガナ)			
代表者職・氏名		(フリガナ) 印 ※代表者印を押印しない場合は、担当者氏名の部分に押印してください			
所在地★		〒	事業内容又は業種 ※パンフレット等があれば添付してください。		
ホームページアドレス★		サポートカンパニーウェブページ（府ウェブページから）のリンク <input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可 アドレス：http://			
担当者	部署名・職・氏名	(フリガナ)			
	所在地	〒	電 話		
		※所在地が上記と異なる場合はご記入ください。		F A X	
メールアドレス					

★「名称」「所在地」「事業内容又は業種」「ホームページアドレス（リンク可の場合）」については、府のホームページ上で公表します。

登録証の表記名称	(フリガナ) ※支店名等、上記「名称」以外で表記したい名称があれば記入してください。同上の場合は記入不要。
登録証の代表者職・氏名	(フリガナ) ※上記「代表者職・氏名」以外で表記したい名称があれば記入してください。同上の場合は記入不要。

右記の事業担当者から、職場実習等の実施可否を問い合わせることについて	実施可否を問い合わせるよいものについて、 <input type="checkbox"/> にシをご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 下記事業の全てを承諾する <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 府立支援学校等生徒（※）の職場実習 ※支援学校等生徒とは、府立支援学校高等部、知的障がい生徒自立支援コースを設置する府立高等学校、共生推進教室を設置する府立高等学校の生徒をいいます。 <input type="checkbox"/> 大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の訓練受入 <input type="checkbox"/> 大阪府ハートフルオフィス推進事業作業員の職場実習 <input type="checkbox"/> 生活困窮者のための就労支援（職場実習、職場見学等） <input type="checkbox"/> OSAKAしごとフィールドの職場体験 <input type="checkbox"/> 府立高等職業技術専門校、大阪障害者職業能力開発校の職場実習 <input type="checkbox"/> 承諾しない
※「承諾する」と回答されても、担当者から問い合わせる実習等の実施ができない場合はお断り頂いても構いません。	(※各事業の内容については「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」のホームページをご参照ください。)

2 障がい者雇用状況

「障がい者雇用状況報告書」の写しがある…写しを別途添付の上、下記表に記入してください。
 ※特例子会社等グループで算定する場合は、グループ会社全体の「障がい者雇用状況報告書」の写しを添付してください。

「障がい者雇用状況報告書」の法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数	×	法定雇用率	=	A.法定雇用障がい者数 (小数点以下切捨)	B.実際の障がい者雇用数	C.法定雇用数を超える障がい者雇用数 (B-A)
人	×	法定雇用率	=	人	人	人

「障がい者雇用状況報告書」の写しはない（従業員数 50 人未満で提出義務がない）
 …下記表に記入してください。

従業員	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
	うち、重度	うち、重度	
計			

「障がい者」とは、身体障がい者手帳、療育手帳（知的障がい者判定機関による判定を含む）、精神障がい者保健福祉手帳を所持している労働者です。

3 遵守事項（内容を確認し、間違いなければ、□欄にチェックしてください。）

- 労働関係法規を遵守しています。
- 障がい者福祉関係法規を遵守しています。
- 暴力団あるいは暴力団員等と関与していません。

<※4～8については、「優良企業」登録を申請する場合にご記入ください。また【障がい者雇用の取り組み等】については、「優良企業」登録を申請しない場合でも差し支えない範囲でご記入願います。>

4. 職場実習等受入れ実績（申請日より過去2年以内）

多数の場合は、別紙（任意様式）に記載してください。

期 間	日数	人数	送り出し機関名
平成 年 月～平成 年 月			
平成 年 月～平成 年 月			
平成 年 月～平成 年 月			
合 計			

5. 障がい者の就労施設等への発注実績（申請日より過去2年以内）

多数の場合は、別紙（任意様式）に記載してください。

発注内容・発注先	金額	購入時期
		平成 年 月
		平成 年 月
		平成 年 月
合 計		

6. 法定雇用数を超える障がい者の雇用

- 常用雇用労働者数（非常勤・パート含む）が 300 人未満で、法定雇用数を 1 人以上超えて障がい者を雇用している。
- 常用雇用労働者数（非常勤・パート含む）が 300 人以上で、法定雇用数を 2 人以上超えて障がい者を雇用している。

7. 障害者雇用促進基金（大阪ハートフル基金）との協定締結（該当する場合は□にチェックしてください）

現在、大阪ハートフル基金事業協定を締結しています。

8. 大阪府施策への協力実績（下記の該当する□をチェックしてください）

<input type="checkbox"/> 現在、精神・発達障がい者職場サポーター養成研修事業に協力しています。
<input type="checkbox"/> 現在、精神・発達障がい者雇用管理普及啓発事業により雇用管理手法を導入しています。
<input type="checkbox"/> 大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の協力事業所で、登録申請日から過去3年以内に訓練生を受け入れた実績があります。 【訓練生受入れ期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日】
<input type="checkbox"/> 大阪府ハートフルオフィス推進事業協力企業で、登録申請日から過去3年以内に協力した実績があります。（下記の□をチェックしてください。）
<input type="checkbox"/> 雇用しました。（平成 年 月 日採用）
<input type="checkbox"/> 講師派遣をしました。（平成 年 月 日）
<input type="checkbox"/> 職場見学を受入れました。（平成 年 月 日）
<input type="checkbox"/> 難病患者を雇用しています。 ※疾患名を記入してください。 【 人・疾患名： _____ 】
<input type="checkbox"/> 登録申請日から過去3年以内にアートを活かした障がい者の就労支援事業（公募展への寄附、会場・現物の無償提供、後援）に協力した実績があります。
<input type="checkbox"/> 手話の普及に取り組んでいます。 取組内容（ _____ ）

【障がい者雇用の取り組み等】

障がい者を雇用するきっかけ、経緯、目的を記入してください。	
障がい者が従事している仕事の内容について記入してください。	
障がい者雇用のために取り組んでいること（配慮していること）を具体的に記入してください。	
施設・設備	
人事、通勤勤務時間等	
その他	
障がい者雇用の今後の取り組みについて計画や案があれば記入してください。	

「障がい者雇用の取り組み等」については、府ホームページで公表します。

(一社) おおさか人材雇用開発人権センター (C-STEP) の概要

1. 目的

C-STEPは、就職に際して困難な課題を抱える府民を支援し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的として大阪府をはじめ府内全市町村、企業、関係団体等で構成された団体です。

C-STEPは、府内全市町村が設置する「地域就労支援センター」との密接な連携を図り、就職困難者等の職業能力の開発や教育訓練等を実施し、C-STEP会員企業・団体への迅速なマッチングを行うなど、就職困難者等の雇用・就労の実現を支援する機関として、大阪府の労働行政施策や各市町村の地域就労支援事業において重要な役割を担っている一般社団法人です。

2. 事業内容

- (1) 人材開発・養成事業
就職困難者の方々を、企業の求める人材として育成するため、各種能力開発機関と連携し、多様な人材開発・養成プログラムを開発・実施
- (2) 就職マッチング事業
就職困難者の方々を、人材開発・養成事業を通じ、会員企業からの求人情報を活用して、雇用・就労などの実現を支援
平成21年度から新たに支援学校等の生徒の就労支援を実施
- (3) 職域開発事業
就職困難者の方々の多様な就労の場を確保するため、新規会員の開拓をはじめ、新たな就労形態を創造するための職域開拓
- (4) 情報提供・調査研究事業
求職者や求人側双方に資するための、雇用・就労に関する様々な情報の収集や発信、雇用・就労実態等の把握・分析のための調査研究

3. 会員数

約1,000団体



一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 (中央大通FNビル14階)
 TEL (06) 6940-6600 FAX (06) 6910-6033 URL <http://www.c-step.or.jp>
 【大阪市営地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車6号出口徒歩1分】

地域就労支援事業の概要

地域就労支援事業は、各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々を支援し、一人ひとりが生き生きと働くことのできる社会の実現を目指します。

なお、本事業は府内の全市町村において実施しています。

◆ 本事業の対象者（「就職困難者」）

1. 中途退学者や卒業後も未就職にある若年者
2. 障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を実現できない方々

◆ 地域就労支援センター

地域就労支援事業の実施場所は、各市町村に設置される地域就労支援センターです。

地域就労支援センターには、就労支援コーディネーターが配置されており、就職困難者等の求職や雇用に関する相談に応じています。

また、就労支援コーディネーターは、教育・福祉等の庁内関係セクションと調整したり、関係機関や支援団体で構成される個別ケース会議等の協議を経て、相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランを作成します。

（支援メニュー：パソコン講座、医療事務講座等や合同就職面接会等を実施。）

◆ 各種就労支援機関との連携

（地域の支援機関との連携）

- ・ ハローワーク
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター
- ・ 地域の若者サポートステーション等

（大阪府のバックアップ機関）

- ・ OSAKA しごとフィールド
- ・ （一社）おおさか人材雇用開発人権センター【C-STEP】（職場体験事業等の実施）

- 地域就労支援事業は、就職困難者一人ひとりの状況に応じた支援を実施し、ハローワークと連携して職業紹介、就職斡旋をサポートしていきます。（※職業紹介等を直接実施している市町村もあります。）

各種支援メニューについては、各市町村によって異なりますので、詳しくは裏面の各地域就労支援センターへお問い合わせください。

市町村名	所在地		電話番号	FAX番号
大阪市	大阪市浪速区木津川2-3-8	A'ワーク創造館内	06-6567-6890	06-6567-6891
堺市	堺市堺区大仙西町2-69-9	公益財団法人堺市就労支援協会内	072-244-3711	072-244-3771
岸和田市	岸和田市沼町25-13	岸和田市立労働会館内	072-423-8895	072-423-8897
豊中市	豊中市三和町1-1-63	豊中市立労働会館内	06-6858-6861	06-6858-5095
	豊中市北桜塚2-2-1	生活情報センターくらしかん内	06-6858-6861	06-6858-5095
池田市	池田市栄本町9-1	池田市立コミュニティセンター4階	072-751-0574	072-751-0584
吹田市	吹田市片山町1-1	メロード吹田1番館2階 JOBナビすいた内	06-6310-5866	06-6310-5867
	吹田市岸部中1-22-2	吹田市交流活動館内	06-6388-5791	06-6388-5611
泉大津市	泉大津市下条町11-28	泉大津市勤労青少年ホーム内	0725-23-8689	0725-32-6432
高槻市	高槻市桃園町2-1	高槻市産業環境部産業振興課内	072-674-7455	072-675-7133
貝塚市	貝塚市島中1-17-1	貝塚市都市政策部交流推進課市民相談室内	072-433-7086	072-433-7088
守口市	守口市河原町10-15	テルプラザ2階 ラ・ポール内	06-6992-1290	06-6992-1290
枚方市	枚方市岡東町12-1-502 サンブラザ1号館5階	枚方人権まちづくり協会内	072-844-8788	072-844-8799
茨木市	茨木市駅前3-8-13	茨木市産業環境部商工労働課内	072-620-1620	072-627-0289
八尾市	八尾市光町2-60	八尾市ワークサポートセンター内	072-929-0040	072-923-0510
	八尾市桂町2-37	桂人権コミュニティセンター内	072-922-1827	072-999-4624
	八尾市安中町8-5-30	安中人権コミュニティセンター内	072-922-1892	072-922-1533
泉佐野市	泉佐野市上町3-11-48	泉佐野市生活産業部まちの活性課内	072-469-3131	072-463-1827
	泉佐野市南中樫井476-2	泉佐野市立南部市民交流センター内	072-466-6464	072-466-4744
富田林市	富田林市若松町1-9-12	富田林市立人権文化センター内	0721-24-3700	0721-25-5952
寝屋川市	寝屋川市東大利町2-14	寝屋川市立産業振興センター内	072-828-0761	072-828-0761
	寝屋川市明和1-13-23	寝屋川市立いきいき文化センター内	072-822-3311	072-822-3314
河内長野市	河内長野市原町1-1-1	河内長野市産業経済部産業政策課内	0721-53-1111(内480)	0721-55-1435
松原市	松原市阿保1-1-1	松原市市民生活部産業振興課内	072-337-3112	072-337-3005
大東市	大東市住道2-2 大東サンマイツ2番館4階	ワークサポート大東内	072-870-5370	072-870-5370
	大東市野崎1-24-1	野崎人権文化センター内	072-879-1818	072-879-3611
	大東市北条3-10-5	北条人権文化センター内	072-877-5050	072-879-6162
和泉市	和泉市府中町2-7-5	和泉市環境産業部商工労働室内	0725-99-8124	0725-41-1778
	和泉市伯太町6-1-20	和泉市立人権文化センター内	0725-44-0030	0725-46-6532
	和泉市いぶき野5-4-7	和泉シティプラザ南棟2F	0725-55-6074	0725-55-6074
箕面市	箕面市西小路4-6-1	箕面市地域創造部活力推進室商工観光課内	072-724-6727	072-722-7655
	箕面市董野1-19-4	董野中央人権文化センター(らいとびあ21)内	072-722-7400	072-724-9698
	箕面市桜ヶ丘4-19-3	桜ヶ丘人権文化センター(ヒューマンズプラザ)内	072-721-4800	072-721-3501
柏原市	柏原市大正2-10-1	柏原市産業会館(K・ホール)内2F	072-972-5573・5586・559	072-972-5573
羽曳野市	羽曳野市向野2-9-7	羽曳野市立人権文化センター内	072-937-0860	072-955-7042
	羽曳野市菅田4-1-1	羽曳野市生活環境部産業振興課内	072-958-1111(内2751)	072-950-2055
門真市	門真市中町1-30	門真市市民生活部人権女性政策課内	06-6902-5966	06-6905-3264
摂津市	摂津市三島1-1-1	摂津市生活環境部産業振興課内	06-6383-1362	06-6319-5068
高石市	高石市加茂4-1-1	高石市政策推進部経済課内	072-265-1001	072-263-8143
藤井寺市	藤井寺市岡1-1-1	藤井寺市市民生活部商工観光課内	072-939-1086	072-936-9777
東大阪市	東大阪市高井田元町2-1-8	一般財団法人東大阪市雇用開発センター内	06-6788-4580	06-6788-4555
	東大阪市荒本2-6-1	荒本人権文化センター内	06-6784-5811	06-6784-5822
	東大阪市長瀬町3-4-3	長瀬人権文化センター内	06-6727-1920	06-6727-1925
泉南市	泉南市樽井9-16-2	泉南市立人権ふれあいセンター内	072-485-1401	072-485-1405
四條畷市	四條畷市中野本町1-1	四條畷市市民生活部産業観光課内	072-877-2121	072-879-5955
交野市	交野市私部1-1-1	交野市地域社会部人権と暮らしの相談課内	072-892-0121	072-893-2636
大阪狭山市	大阪狭山市狭山1-2384-1	大阪狭山市市民部農政商工グループ内	072-366-6789	072-366-6789
阪南市	阪南市尾崎町35-1	阪南市市民部商工労働観光課内	072-471-5678(内2456)	072-473-3504
島本町	三島郡島本町広瀬2-22-27	島本町立人権文化センター内	075-961-7830	075-961-7830
豊能町	豊能郡豊能町余野414-1	豊能町建設環境部農林商工課内	072-739-3424	072-739-1919
能勢町	豊能郡能勢町宿野28	能勢町環境創造部地域振興課内	072-734-3976	072-734-1545
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	忠岡町産業まちづくり部産業振興課内	0725-22-1122	0725-32-7805
熊取町	泉南郡熊取町野田1-1-1	熊取町住民部自治振興課内	072-452-6085	072-452-7103
田尻町	泉南郡田尻町嘉祥寺833-1	田尻町総合保健福祉センター内	072-466-5018	072-466-5025
岬町	泉南郡岬町多奈川谷川1905-22	岬町文化センター内	072-492-0341	072-492-3270
太子町	南河内郡太子町山田88	太子町まちづくり推進部地域整備室内	0721-98-5521	0721-98-4514
河南町	南河内郡河南町大字白木1359-6	河南町まち創造部環境・まちづくり推進課内	0721-93-2500	0721-93-4691
千早赤阪村	南河内郡千早赤阪村大字水分180	千早赤阪村地域振興課内	0721-72-0081	0721-72-1880

事業所の皆様へ

基礎訓練から就職後まで一貫して支援します

**障害者就業・生活支援センター
をご利用ください。**

障害者就業・生活支援センターとは、「障がいのある方を採用してもすぐに辞めてしまう」「どのようにして障がいのある方に仕事を教えればいいのか」など、このような悩みを抱える事業者の方々を支援していこうというものです。

【支援内容】

- ① 求人相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます。
 - ② 雇用にあたっての、公共職業安定所等との調整を行います。
 - ③ 基礎訓練のあっせんや実習先との連絡調整を行います。
 - ④ 各種助成制度を紹介します。
- ※ その他にもさまざまな支援活動を行っています。

《本件に関するお問い合わせは》
大阪府福祉部自立支援課
就労・IT 支援グループ
電話 (06)6944-9178
FAX (06)6942-7215

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対して、地域の雇用関係機関や福祉関係機関と連携を図り、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの指導・助言・その他の支援を行っています。

☆大阪府内の障害者就業・生活支援センター一覧

名称	対象地域	所在地	TEL FAX
大阪市障害者就業・生活支援センター	大阪市	大阪市天王寺区東上町 4-17 大阪市立中央授産場内	06-6776-7336 06-6776-7338
北河内東障害者就業・生活支援センターさくら	大東市、四條畷市、交野市	大東市末広町 15-6	072-871-0047 072-889-2365
南河内南障害者就業・生活支援センター	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	河内長野市昭栄町 2-1-101	0721-53-6093 0721-53-6095
すいた障害者就業・生活支援センター Suitoable	吹田市	吹田市元町 19-15 丸二ビル 102号	06-6317-3749 06-4867-3030
高槻市障害者就業・生活支援センター	高槻市、島本町	高槻市高槻町 4-17	072-668-4510 072-668-4530
八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	八尾市、柏原市	八尾市楽音寺 1-85-1	072-940-1215 072-943-0294
とよなか障害者就業・生活支援センター	豊中市	豊中市寺内 1-1-10 O-ス ヲニティ 緑地 1 階	06-4866-7100 06-4866-7755
東大阪市障害者就業・生活支援センター J-WAT	東大阪市	東大阪市菱江 5-2-34 東大阪市立障害児者支援センターレピラ 4 階	06-6789-0374 06-6789-2151
枚方市障害者就業・生活支援センター	枚方市	枚方市大垣内町 2-1-20 枚方市役所別館 1 階	090-2064-2188 (相談専用) 072-848-8911
南河内北障害者就業・生活支援センター	松原市、羽曳野市、藤井寺市	羽曳野市白鳥 3-16-3 セシル古市 102 号	072-957-7021 072-957-1604
寝屋川市障害者就業・生活支援センター	寝屋川市	寝屋川市寝屋南 2-14-12 隆光学園真心ハウス 3 階	072-822-0502 072-812-5247
泉州中障害者就業・生活支援センター	岸和田市、貝塚市	貝塚市堤 371 番地の 1 タケモトビル 4 階 A 室	072-422-3322 072-433-9923
茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	茨木市、摂津市	摂津市香露園 34-1 摂津市障害者総合支援センター内	072-664-0321 072-664-0322
北河内西障害者就業・生活支援センター	守口市、門真市	守口市日吉町 1-2-12 守口市障害者・高齢者交流会館 4 階	06-6994-3988 06-6994-3988
泉州北障害者就業・生活支援センター	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	和泉市府中町 1-8-3 和泉ソニックセンター 2 階	0725-26-0222 0725-26-0031
泉州南障害者就業・生活支援センター	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センター一本館	072-463-7867 072-463-7890
豊能北障害者就業・生活支援センター	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市稲 1-11-2 ふれあい就労支援センター 3 階	072-723-3818 072-723-8803
堺市障害者就業・生活支援センターエマリス	堺市	堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 堺市立健康福祉プラザ 4 階	072-275-8162 072-275-8163

(平成 29 年 4 月末現在)

事業主の皆様へ

母子家庭の母の雇用にご協力ください

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府が社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に事業委託）は、国の許可を得た職業紹介所として、求人情報の提供や紹介業務を行っています。

がんばる母子家庭のお母さんの自立を応援するため、当センターへの求人の提供をよろしくお願いいたします。

当センターでは

取扱職業は全職種

人材を登録
しています

就業支援講習会（パソコン、ホームヘルパー、簿記等）の修了者や、求職中の母子家庭のお母さん等が登録しています。

特定就職困難
者雇用開発助
成金を取扱い

◎特定就職困難者雇用開発助成金（国制度）とは
当職業紹介所の紹介により、母子家庭のお母さんを雇用保険の被保険者として雇い入れた場合、一定条件のもと、事業主に対し助成金が支給されます。

詳しくは下記まで。

申込・問合せ先

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター

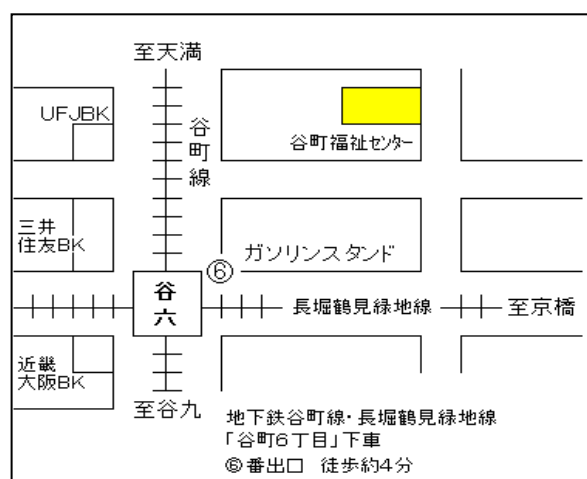
〒540-0012 大阪府中央区谷町5-4-13

大阪府谷町福祉センター5F

TEL 06 (6762) 9995

06 (6762) 9498

FAX 06 (6762) 3796

<http://www.osakafu-boshiren.jp/tocompany/>

求人事業所の方へ

■求人票について

- ・求人票は、職種別、雇用形態別（常用、パート等）にお書きください。
- ・従事すべき業務内容、労働契約の期間、就業場所、就業時間、時間外勤務、休憩時間、休日、賃金の額、規定されている手当、各種保険の適用など、正しい明示をお願いいたします。（職業安定法第5条の3）
- ・採用人数は、正確にご記入ください。
- ・紹介期限（有効期限）は、最長6カ月以内で自由に定めてください。
- ・求人票は当センターに直接お持ちいただくほか、郵送または FAX でも受付いたします。
- ・受付が完了しましたら、求人票の控により受付番号をお知らせいたします。

■受付後のお取り扱いについて

- ・紹介期限（有効期限）後の紹介継続を希望される場合は、期限満了前に必ず当センターまで連絡してください。連絡のないときは、自動的に取下げとなります。
- ・応募者があったときには、当所から面接日時の調整について連絡をいたします。
- ・採否については、応募者の技能、経験、面接の結果などを踏まえ、合理的な基準のもと、できる限り早期に決定の上、応募者に連絡してください。あわせて当センターへのご連絡もお願いします。
- ・求人を取下げ等、ご紹介を必要としなくなったときは、直ちに当センターにご連絡ください。

■助成金について

当センターの紹介により、母子家庭の母等を雇入れた事業主は、一定の条件のもとに、**特定就職困難者雇用開発助成金**を受給することができます。
助成金を申請される場合には、「職業紹介証明書」を発行いたしますので、当センターにお申し出ください。

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター

（社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 職業紹介所）

〒540-0012 大阪府中央区谷町5-4-13

大阪府谷町福祉センター5F

TEL 06-6762-9995

06-6762-9498

FAX 06-6762-3796

厚生労働大臣許可 許可番号27-ユ-300698

◇取扱業務の範囲 取扱職業 全職種

紹介期限	平成 年 月 日				
事業所番号	- -				
事業所名(ふりがな)					
所在地					
TEL FAX					
事業内容 (業務内容)					
資本金	万円	創業	昭和・平成	年	
従業員数					
加入保険	雇用 ・ 健康 ・ 介護 ・ 厚生				
選考	面接	日時			
	選考	場所			
	・書類選考 ・採用選考申込書(所定様式)送付				
	携行品				
考	採否決定	即決 ・ 後日連絡			
担当者	課G名 氏名 連絡先	TEL FAX	様		
就業時間 交代制 (無・有)	①	時	分～	時	分
	②	時	分～	時	分
	③	時	分～	時	分
時間外	月平均 時間				
休憩時間	時 分～ 時 分 (分)				
休日	日曜・祝日・土曜・その他() 週休2日制(毎週・隔週・月 回)・無				
	年間休日日数 日				
就業(選考)場所までの略図					

職 種	非常勤作業員	採用人数	人
雇用形態 雇用期間	・常用 ・パート ・臨時 期間 平成 年 月 日～ 年 月 日		
就業場所			
仕事の 内 容			
学 歴	(履修科目)		
必要な経験・免許資格			

賃金形態		日給月給		
毎 月 の 賃 金 (税 込)	基本給	円～ 円		
	定期的に支払われる 手当	その 他 の 手 当 等 付 記 事 項		
	手当			円
	手当			円
	合計	円～ 円		
通勤手当	・全額 ・定額(日額 円かつ月額 円)	・なし		
賃金締切日	毎月 日・その他()			
賃金支払日	毎月 日・その他()			
昇 給	ベースアップ込み の前年度実績 円～ 円			
賞 与	(前年度実績) 回・計 月分 または 円～ 円			
事業所・求人 条件に係る 特記事項				

ホームレス自立支援センターの概要

平成26年4月（26年1月調査）に公表された「ホームレスの実態に関する全国調査」において、大阪府内のホームレスの人の数は、全国で最も多い1,864人となっています。

これらのホームレスの人のうち、約3割が「きちんと就職して働きたい」と望んでおり、その半数が現に求職活動を行っているという状況にあります。

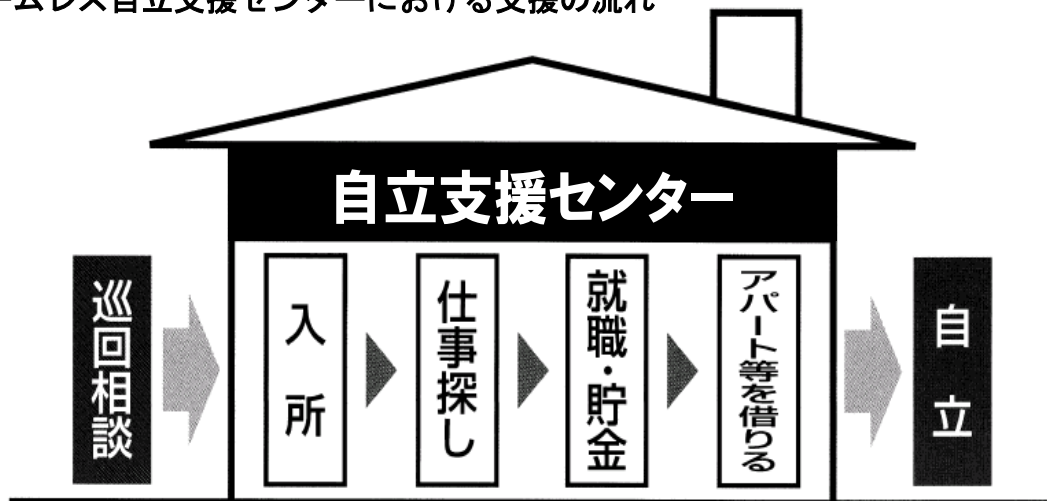
ホームレス自立支援センターは、これらの「就労意欲があり」かつ「働ける状態にある」人たちを対象に、就労による自立を支援するための入所施設です。

この施設は、国の補助を受け、平成26年4月現在、大阪市が3カ所設置しています。

■ ホームレス自立支援センター一覧（平成26年4月現在）

施設名称	設置主体	定員	所在地	電話番号
自立支援センター大淀	大阪市	90人	大阪市北区長柄西1-1-37	06-6354-7471
自立支援センター西成	〃	70人	大阪市西成区長橋1-4-11	06-6636-3320
自立支援センター舞洲2	〃	90人	大阪市此花区北港白津 2-1-56	06-6462-1765

■ ホームレス自立支援センターにおける支援の流れ



■ ホームレス自立支援センターでの支援内容について

ホームレス自立支援センターでは、入所したホームレスの方に次のような支援を行っています。

- ① 健康診断 入所された方に健康診断を実施し、就労に支障のある疾病等がないか確認します。疾病等が見つかった場合、軽度の疾病等の場合、通院により早期回復を図ります。
- ② 生活相談 負債等の法律相談や就労に向けたモチベーションアップ等のケアを行います。
- ③ 生活訓練 毎日の日課などを通じて通常的生活リズムを取り戻します。
- ④ 生活支援 食事、入浴、衣類や日常生活用品等の貸与など衣食住全般の支援を行います。
- ⑤ 就職活動 センター内で、週に3～4回、国の公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談員が個別に職業相談や求人情報の提供等を行うなど、就職活動の支援を行います。またキャリアカウンセリングや再就職支援なども行っています。
- ⑥ 技能講習 介護ヘルパー、パソコン講習、ビルクリーニング、フォークリフト運転等多数のメニューを用意しており、希望職種に応じて2種類の受講ができます。
- ⑦ 実地訓練 センター内の清掃、道路・公園等の除草清掃等に従事します。
- ⑧ 貸与金制度 求職活動中や就職後住居が決まるまでの間に必要な交通費や食費等の必要経費を貸与するなどの経済的支援を行います。
- ⑨ 保証人制度 「就職及び住宅賃貸者・身元保証人制度」などの制度を利用します。
- ⑩ 就労後支援 住居の斡旋、各種法律相談、安定就労にかかる相談等を行います。

■ 入所期間

原則として3ヶ月以内で就職決定後、住居が決まるまでの間です。

ただし、最大6ヶ月まで延長することができます。

■ 就職状況

就職率は設立以降毎年約40%となっています。

就職先の業種は、清掃業、警備業、建設業が多くを占めていますが、製造業、サービス業、飲食業、運送業その他入所者の職歴やニーズ・適性等に応じて多種多様なものとなっています。

■ 入所者の年齢

平均約41歳（平成26年3月末現在）となっています。

※トライアル雇用制度

自立支援センターの入所者をハローワークなどを通じて雇用した場合、国のトライアル雇用制度が適用され、雇用主には、1人につき、月額40,000円が最大3ヶ月間支給されます。



地域若者サポートステーションの概要



地域若者サポートステーションは、働くことに対して様々な悩みを抱え、ニート状態に陥っている若者に対して、仕事に求められる知識・スキルだけでなく、働く自信の回復といった職業意識の啓発や社会適応の促進といった多様な支援を行うことで、就労に向かうよう支援する施設です。

● 対象となる方

15歳から39歳のニート状態の若者（若年無業者）とその保護者など

● 支援内容

1 個別相談

- キャリア・コンサルタント等による個別相談を行い、若者一人ひとりに合わせた支援メニューを作成します。
- メンタル面のサポートが必要な場合は、臨床心理士等による心理カウンセリングを行います。
- 必要に応じて適切な支援機関・団体（保健・福祉機関など）へ誘導します。

2 学校連携支援

- 学校（高等学校、専修学校、大学若しくは短期大学等）との連携により、学校中退者等へのキャリア・コンサルタント等による支援などを行います。

3 支援プログラム

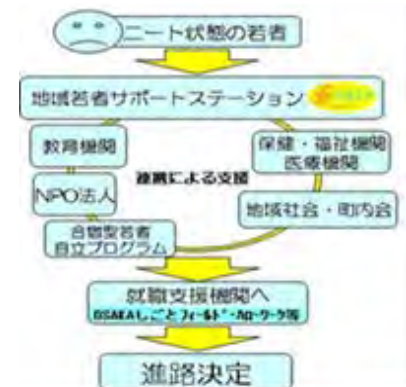
- コミュニケーションスキルアップのためのワークショップ、就労支援セミナー、職場体験などの多様なプログラムにより、「働く」ことに対する自信や意欲の向上を目指します。

注) 職業紹介・就職斡旋を直接行うのではなく、就職活動に足を踏み出せるよう支援する施設です。
支援メニューの内容は、各地域若者サポートステーションによって異なります。
詳しくは各地域若者サポートステーションへお問合わせください。

● 支援のためのネットワークの構築

これら支援を行う際には、若者一人ひとりの置かれた状況に合わせた個別の対応、また、継続的な対応が必要となります。

そこで地域若者サポートステーションが拠点となり、国・地方自治体の若者支援機関・地域社会・NPO 法人とネットワークを結び、連携して支援を行っています。



※大阪府内の地域若者サポートステーション一覧（平成26年5月1日現在）

	住所	電話番号	FAX
OSAKA しごとフィールド 大阪府若者サポートステーション	大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2・3 階	06-4794-9198	—
大阪市若者自立支援事業コネクションズおおさか (大阪市若者サポートステーション)	大阪市東淀川区東中島 1-13-13 大阪市立青少年センター「KOKO PLAZA」3 階	06-6328-0550	06-6328-0600
北大阪若者サポートステーション	高槻市大畑町 12-1 フチプラザ摂津地下 1 階	072-696-8060	072-696-8090
南大阪若者サポートステーション	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市北部市民交流センター2 階	072-464-0002	072-464-0154
東大阪若者サポートステーション	東大阪市高井田元町 2-4-6 岸田興産ビル	06-6787-2008	06-6787-2018
枚方若者サポートステーション	枚方市岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ 1 号館 3 階 305 号	072-841-7225	072-841-7225
とよなか若者サポートステーション	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家いぶき 3 F	06-6151-3017	06-6151-3037
南河内若者サポートステーション	富田林市常磐町 3-1 7 リパルテタナカ 5 0 1	0721-26-9441	0721-26-9445

※大阪府のホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/wakamonouenn/index.html>

大阪府が実施するニート状態の若者への就職支援の施策を紹介しています。

自立相談支援機関（生活困窮自立相談支援制度）の概要

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体において自立相談支援機関を設置し、生活や仕事などに困っておられる方からの相談を受けて、本人が自立した生活を送ることができるよう、本人に寄り添いながら、個々の事情に応じた包括的・継続的な相談支援及び就労その他の支援を行っています。

大阪府内においては、福祉事務所設置自治体の34市町及び大阪府（福祉事務所を設置していない、島本町を除く9町村を所管）が自立相談支援機関（別紙参照）を設置し、生活困窮者に対する支援を行っています。

■生活困窮者自立支援法に基づく事業について

・自立相談支援事業（必須事業）

自立相談支援機関を設置し、相談支援員等が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労その他自立に関する相談業務を実施。

・住居確保給付金の支給（必須事業）

離職等を原因として生活困窮状態となり、住居を喪失した者等に対して家賃相当額を有期（最長9か月まで）で支給。

・就労準備支援事業（任意事業）

直ちに求職活動又は就労が困難な者に対して、就労に必要な知識及び能力向上のため必要な支援を有期（最長で1年）で実施。

・一時生活支援事業（任意事業）

住居喪失者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供を実施。

・家計相談支援事業（任意事業）

家計管理に関する支援、滞納（税・公共料金等）の解消、債務整理に関する支援等を実施。

・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業（任意事業）

生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもに対して進学等を目的とした学習支援、居場所の提供、世帯の自立に向けた親への養育支援等を実施。

・就労訓練事業

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する事業で、社会福祉法人、営利企業等の自主事業として実施。就労訓練事業の適切な実施を確保するため、都道府県知事等が事業を認定。

大阪府内自立相談支援機関窓口一覧（平成29年4月3日時点）

別紙

自治体名	事業実施者	窓口名	住所	電話番号
大阪市北区	大阪市北区社会福祉協議会・みおつくし福祉会共同体	よりせいサポートきた	大阪市北区扇町2-1-27	06-6809-2814
大阪市都島区	(福) 大阪市都島区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市都島区中野町2-16-20	06-4800-4800
大阪市福島区	(福) 大阪市福島区社会福祉協議会	生活あんしん相談窓口	大阪市福島区大開1-8-1	06-6468-6340
大阪市此花区	大阪市此花区社会福祉協議会・みおつくし福祉会共同体	自立相談支援窓口	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9530
大阪市中央区	(福) 大阪市中央区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-7507-1487
大阪市西区	みなと寮・西区社会福祉協議会共同体	生活自立相談「ぶらっとほーむ西」	大阪市西区新町4-5-14	06-6538-6400
大阪市港区	みなと寮・港区社会福祉協議会共同体	くらしのサポートコーナー	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9897
大阪市大正区	(福) 大阪市大正区社会福祉協議会	インコス大正	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9925
大阪市天王寺区	大阪自彊館、天王寺区社会福祉協議会共同体	サポート天王寺	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9937
大阪市浪速区	(福) 大阪市浪速区社会福祉協議会	くらしサポートセンターなにわ	大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6536-8861
大阪市西淀川区	AHC・大阪市西淀川区社会福祉協議会共同体	生活自立相談・就労支援窓口	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6471-8222
大阪市淀川区	大阪市淀川区社会福祉協議会・みなと寮共同体	生活自立相談窓口	大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6195-7851
大阪市東淀川区	(福) 大阪市東淀川区社会福祉協議会	くらしのみり相談窓口	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-6320-0231
大阪市東成区	大阪市東成区社会福祉協議会・みおつくし福祉会共同体	自立相談支援窓口	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9126
大阪市生野区	(福) 大阪市生野区社会福祉協議会	生活自立支援相談窓口	大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6717-6565
大阪市旭区	リベルタ・ヒューマンワークアソシエーション共同体	くらし相談窓口	大阪市旭区大宮1-1-17	06-6953-2380
大阪市城東区	(福) 大阪市城東区社会福祉協議会	生活自立相談窓口・ウィズゆうゆう	大阪市城東区中央3-5-45	06-6936-1181
大阪市鶴見区	(福) 大阪市鶴見区社会福祉協議会	自立アシスト相談	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6913-7060
大阪市阿倍野区	(福) 大阪市阿倍野区社会福祉協議会	生活相談窓口あべの	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9795
大阪市住之江区	(福) 大阪市住之江区社会福祉協議会	暮らしさぼーと相談センターすみえ	大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9824
大阪市住吉区	(福) 大阪市住吉区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6654-7763
大阪市東住吉区	(福) 大阪市東住吉区社会福祉協議会	くらしサポート	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-6621-3011
大阪市平野区	(福) 大阪市平野区社会福祉協議会	くらしサポートセンター平野	大阪市平野区背戸口3-8-19	06-6700-9250
大阪市西成区	大阪市西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同体	はぎさぼーと	大阪市西成区岸里1-5-20	06-6115-8070
堺市	(福) 堺市社会福祉協議会	堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館 4階	072-225-5659
豊中市	豊中市民協働部くらし支援課	くらし再建パーソナルサポートセンター	豊中市北桜塚2-2-1	06-6858-6861
	(福) 豊中市社会福祉協議会	くらし再建パーソナルサポートセンター@社会福祉協議会	豊中市岡上の町2-1-15	06-6848-1313
	(一社) キャリアブリッジ	くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき	豊中市服部西町4-13-1	06-4866-5640
高槻市	高槻市健康福祉部福祉事務所生活福祉支援課	自立支援相談窓口	大阪府高槻市桃園町2-1	072-674-7767
東大阪市	東大阪市福祉部生活福祉室	生活さいけん相談窓口	大阪府東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3182
枚方市	枚方市福祉部生活福祉室	自立相談支援センター	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1548
岸和田市	岸和田市福祉部生活福祉課困窮者支援担当	生活福祉課	岸和田市岸城町7-1	072-423-9141
	(福) 岸和田市社会福祉協議会	岸和田市自立相談支援センター	岸和田市野田町1-5-5	072-439-8255
池田市	池田市福祉部生活福祉課	暮らし応援窓口いけだ	池田市城南1-1-1	072-752-1316
吹田市	吹田市福祉部生活福祉室	生活困窮者自立支援センター	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1350
泉大津市	泉大津市健康福祉部生活福祉課	市民生活応援窓口	泉大津市東雲町9-12 泉大津市役所内 1階ロビー	0725-33-9254
貝塚市	貝塚市福祉部福祉総務課	市民相談室	貝塚市島中1-17-1	072-433-7086
守口市	(一社) ヒューマンワークアソシエーション	くらしサポートセンター守口	守口市京阪本通2-1-5 京阪川口ビル4階	06-6998-4510 0800-200-8011

自治体名	事業実施者	窓口名	住所	電話番号
茨木市	茨木市健康福祉部福祉政策課生活支援係	くらしサポートセンター「あすてっぴ 茨木」	茨木市駅前3-8-13	072-655-2752
八尾市	(福) 八尾市社会福祉協議会	生活支援相談センター	八尾市本町1-1-1	072-924-3761
泉佐野市	泉佐野市健康福祉部生活福祉課	生活福祉課	泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212
富田林市	富田林市子育て福祉部地域福祉課自立支援係	地域福祉課自立支援係	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000 (内線289)
寝屋川市	(福) 寝屋川市社会福祉協議会		寝屋川市池田西町28-22	072-812-2040
河内長野市	河内長野市保健福祉部生活福祉課福祉総務係	保健福祉部生活福祉課	河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111
松原市	(福) 松原市社会福祉協議会	生活応援センター	松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館内	072-337-7333
	(福) 松風福祉会	ぬくもり相談室	松原市南新町2-141-1 はーとビュー (松原市人権交流センター内)	072-330-7500
大東市	(福) 大東市社会福祉協議会	くらしサポート大東	大東市谷川1-1-1	072-870-9664
和泉市	和泉市生きがい健康部福祉総務課	くらしサポートセンター	和泉市府中町2-7-5	0725-99-8100
	(医) ペガサス	ペガサス いきいきネット相談支援センター	和泉市上町81 介護療養型老人保健施設エクス内	0725-43-2010
	(福) 和泉市社会福祉協議会	和泉市社会福祉協議会 いきいきネット相談支援センター	和泉市幸2-5-16 北部総合福祉会館内	0725-41-3739
	(福) 悠人会	サンガーデン府中 いきいきネット相談支援センター	和泉市山荘町1368-1	0725-46-3110
	(福) 芳春会	ピオラ和泉 いきいきネット相談支援センター	和泉市和気町3-4-24	0725-46-0470
	(福) 大阪府社会福祉事業団	光明荘 いきいきネット相談支援センター	和泉市伏屋町3-8-1	0725-56-2003
	(医) 博我会	プリムラ和泉 いきいきネット相談支援センター	和泉市松尾寺町330	0725-54-1912
	(医) 大泉会	くろいし いきいきネット相談支援センター	和泉市黒石町566-1	0725-57-2266
箕面市	(特非) 暮らしづくりネットワーク北芝	自立相談支援窓口	箕面市萱野5-8-1 総合保健福祉センター	072-727-9515
	(福) 箕面市社会福祉協議会		箕面市萱野1-19-4 萱野中央人権文化センター	072-722-7400
柏原市	(福) 柏原市社会福祉協議会	生活支援相談窓口	柏原市安堂町1-55	072-972-1501
羽曳野市	羽曳野市保健福祉部福祉総務課地域福祉担当	福祉総務課	羽曳野市萱田4-1-1	072-958-1111
門真市	(福) 門真市社会福祉協議会		門真市御堂町14-1	06-6902-6453
摂津市	摂津市保健福祉部生活支援課	生活支援課	摂津市三島1-1-1	06-6383-1111
高石市	(福) 高石市社会福祉協議会	社会福祉法人高石市社会福祉協議会	高石市加茂4-1-1 高石市役所別館 1階	072-261-3656
藤井寺市	藤井寺市福祉部生活支援課自立相談支援担当	生活困窮者自立相談支援担当	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1107
泉南市	(一社) 泉南市人権協会	こころ泉南	泉南市樽井9-16-2	0120-968-141
四條畷市	(福) 四條畷市社会福祉協議会	なわて生活サポート相談	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121
交野市	(福) 交野市社会福祉協議会		交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター内 (ゆうゆうセンター)	072-895-1185
大阪狭山市	(福) 大阪狭山市社会福祉協議会	生活サポートセンター	大阪狭山市狭山1-862-5	072-368-9955
阪南市	阪南市福祉部生活支援課	生活支援課	阪南市尾崎町35-1	072-471-5678
島本町	(福) 島本町社会福祉協議会	生活自立相談窓口	島本町桜井3-4-1	0120-87-5417 075-962-5417
豊能町・能勢町 (大阪府池田子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	池田市満寿美町9-17	072-752-6287
太子町・河南町・千早赤阪村 (大阪府富田林子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	富田林市寿町2-6-1	0721-25-1131
忠岡町・熊取町・田尻町・岬町 (大阪府岸和田子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	岸和田市宮前町7-30	072-441-2760

公正採用選考 人権啓発推進員について

1 「公正採用選考 人権啓発推進員」の選任について

企業の皆様方が人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただくため、大阪府及び厚生労働省大阪労働局では、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」並びに「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」を定め、適正な採用選考システム等の確立等に、中心的な役割を果たす担当者として、事業所内に「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」の設置をお願いしています。

2 「推進員」の主な役割について

選任された「推進員」の方々には、各種研修会等へ積極的に参加するなど、自己啓発に努めていただくと共に、主に次の役割を果たしていただくよう、お願いします。

- ① 企業内の公正な採用選考制度の確立と、人権問題への取り組みを推進する人事管理体制の整備等に向けて中心的な役割をお願いします。
- ② 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関して中心的な役割をお願いします。
- ③ 関係行政機関との連絡窓口をお願いします。

3 設置対象の事業所について

- ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所について、「推進員」の設置をお願いします。（但し、工場、支店、営業所等については人事権（採用権）を有する事業所。）
- ② ①の他、大阪府知事または公共職業安定所長が管轄する地域において、推進員を選任することが適当であると認める事業所。
*特に大阪府においては、公益性の高い社会福祉法人、医療法人、学校法人や、事業として個人情報を取り扱うことの多い職業紹介事業者や結婚紹介事業者等については、25人未満の事業所であっても「推進員」の設置をお願いしています。

4 「推進員」の選任または変更の届出手続きについて

所定様式により管轄の公共職業安定所へ提出することにより、管轄公共職業安定所長、及び大阪府知事への届出となります。

5 従業員に対する人権啓発研修の計画策定・実施・届出について

従業員に対する人権啓発研修計画を策定した時、及び従業員に対して人権啓発研修を実施した時は、大阪府知事に報告してください。

6 「推進員」対象の「新任・基礎研修」について

大阪府では、厚生労働省大阪労働局と共催して毎月（二日間）、公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」を開催しています。新たに「推進員」として選任された方、または以前から「推進員」に選任されていても、この研修を受講されていない方は、ぜひ受講していただきますようお願いいたします。（受講料：無料）

*日程等、詳しくは大阪府ホームページ「採用と人権」

[<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/index.html>]をご参照ください。

7 「推進員」制度に関するお問合せについて

- ① 大阪府商工労働部 雇用推進室 労政課 労政・労働福祉グループ 電話：06-6210-9518
- ② 厚生労働省 大阪労働局 職業対策課 電話：06-4790-6310
- ③ 管轄の各公共職業安定所 *次ページ参照

大阪労働局
大阪府

公正採用選考人権啓発推進員
選任 報告書
異動

年 月 日

公共職業安定所長 様
大阪府知事 様

〒

所在地

(ふりがな)

事業所名

代表者名

電 話

大阪労働局
公正採用選考人権啓発推進員を下記のとおり
大阪府
選任 異動 しましたので報告します。

記

推進員氏名				補助者氏名	
事業所における役職名				補助者の役職名	
選任 年月日 異動	年 月 日				
常時使用する従業員数	人	業種			※産業分類番号
変更事項 (該当項目に○印を記入)	推進員異動	事業所名変更	事業所所在地変更		
前任者氏名 旧事業所名 旧事業所所在地 (該当項目を記入)					

※印欄は、事業所においては記入不要です。

(管轄の公共職業安定所長に提出していただくことにより、大阪府知事へも提出されます。)

※選任・異動報告を行った「推進員」の方は、公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修(毎月、府立労働センターで開催)を必ず受講ください。研修日程・申込票等詳しくは大阪府HP・採用と人権 <http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-suisin-kensyu.html> をご覧ください。

ハローワーク（公共職業安定所）一覧

ハローワーク	〒	所在地	電話番号	F A X	管轄区域
大阪東	540-0011	大阪市中央区農人橋 2-1-36 ピップビル 1階～3階	06-6942-4771 ◎音声ガイダンス実施	06-6942-4784	中央区（ハローワーク大阪西の管轄区域を除く） 天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
梅田	530-0001	大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル 16階	06-6344-8609 ◎音声ガイダンス実施	06-6344-0840	北区、都島区、旭区、福島区、此花区、 西淀川区 ◎新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の 求人は大阪新卒応援ハローワークへ
大阪新卒応援 ハローワーク	530-0017	大阪市北区角田町 8-47 阪急グランドビル 18階	06-7709-9455	06-7709-9458	◎ハローワーク梅田管轄事業所の新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の求人受理
大阪西	552-0011	大阪市港区南市岡 1-2-34	06-6582-5271 ◎音声ガイダンス実施	06-4393-0577	西区、港区、大正区、浪速区、中央区のうち 安堂寺町、上汐、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、 心斎橋筋、千日前、宗右衛門町、谷町6～9丁目、 東平、道頓堀、中寺、難波、難波千日前、西心斎橋、 日本橋、東心斎橋、松屋町、南船場
ハローワークプラザ 難波求人コーナー	542-0076	大阪市中央区難波 2-2-3 御堂筋グランドビル 4階	06-6214-9226	06-6214-1219	◎ハローワーク大阪西管轄事業所の求人の受理等、 求人者に対する各種支援 ◎高等学校・中学校卒業予定者の求人はハローワーク大阪西にて受理
阿倍野	545-0004	大阪市阿倍野区文の里 1-4-2	06-4399-6007 ◎音声ガイダンス実施	06-7711-6021	住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、 東住吉区、平野区 ◎新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の 求人は、あべの・わかものハローワークへ
あべの・わかもの ハローワーク	545-0052	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのヒアスオフィスビル棟 10階	06-4396-7380	06-6649-0332	◎ハローワーク阿倍野管轄事業所の新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の求人受理
淀川	532-0024	大阪市淀川区十三本町 3-4-11	06-6302-4771 ◎音声ガイダンス実施	06-6886-3868	淀川区、東淀川区、吹田市
布施	577-0056	東大阪市長堂 1-8-37 イオン布施駅前店 4階	06-6782-4221 ◎音声ガイダンス実施	06-6783-6768	東大阪市、八尾市
堺	590-0078	堺市堺区南瓦町 2-29 堺地方合同庁舎 1～3階	072-238-8301 ◎音声ガイダンス実施	072-238-8311	堺市
岸和田	596-0826	岸和田市作才町 1264	072-431-5541 ◎音声ガイダンス実施	072-423-8609	岸和田市、貝塚市
池田	563-0058	池田市栄本町 12-9	072-751-2595 ◎音声ガイダンス実施	072-751-5848	池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
泉大津	595-0025	泉大津市旭町 22-45 テクスピア大阪 2階	0725-32-5181 ◎音声ガイダンス実施	0725-22-2226	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡 2-10-18 DH 藤井寺駅前ビル 3階	072-955-2570 ◎音声ガイダンス実施	072-955-3770	柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市
枚方	573-0031	枚方市岡本町 7-1 ビオネ・イオン枚方店 6階	072-841-3363 ◎音声ガイダンス実施	072-841-1101	枚方市、寝屋川市、交野市
泉佐野	598-0007	泉佐野市上町 2-1-20	072-463-0565 ◎音声ガイダンス実施	072-462-8689	泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
茨木	567-0885	茨木市東中条町 1-12	072-623-2551 ◎音声ガイダンス実施	072-623-2896	茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町
河内長野	586-0025	河内長野市昭栄町 7-2	0721-53-3081 ◎音声ガイダンス実施	0721-53-3194	河内長野市、富田林市、大阪狭山市、南河内郡
門真	571-0045	門真市殿島町 6-4 守口門真商工会館 2階	06-6906-6831 ◎音声ガイダンス実施	06-6908-8943	守口市、門真市、大東市、四條畷市

～企業の人権啓発への取り組みを応援します～

公正採用選考 人権啓発推進員 新任・基礎研修

(29年度前期)

新任・基礎研修の目的は？

公正採用選考人権啓発推進員の責務と果たすべき役割を認識していただくため、推進員に係る基礎的な知識を身に付けていただきます。

受講対象者は？

新しく選任された推進員、及び以前より選任されている推進員で、未だ「新任・基礎研修」を受講されていない方が対象です。(補助者の方などの職員研修としてのご活用も可能です。)

実施概要

研修期間は2日間。研修は毎月実施しており、どの時期でも受講することができます。また、課目単位で受講することも可能です。

公正採用選考人権啓発推進員制度について

日本国憲法に明記される「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が確保されるためには、企業の皆様方が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

このため、本制度では、一定規模の事業所（大阪府では従業員25名以上のほか、公益性の高い社会福祉法人、医療法人、学校法人や事業所として個人情報を取り扱うことの多い事業者等については従業員25名未満でも対象）において「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する人権研修の計画・実施等を推進することを目的としています。

新任・基礎研修 講座内容

1 日目

① 推進員の役割 (10:30～12:00)

～推進員の制度概要、推進員に関わる法令など～
推進員になれば何をすべきなのか？推進員制度と推進員の役割である公正な採用選考について関係法令等を通じて学ぶ。

② 企業と人権 1 (13:00～14:00)

～企業が人権問題に取り組む必要性～
偏見とは？差別とは？社会に潜む誤解は無くなっていない。営利企業がなぜ人権問題に取り組まなければならないのかを学ぶ。

③ 企業と人権 2 (14:10～15:10)

～企業倫理に基づく社内体制～
法令遵守（コンプライアンス）の徹底や企業倫理に基づく社内体制の確立など人権研修を実施するメリットを認識する。

④ 企業と人権 3 (15:20～16:20)

～企業の様々な人権活動事例～
個人情報保護など新たな人権問題、企業の海外進出による国内外の外国人労働者との関係など企業の様々な人権活動について学ぶ。

*②～④（企業と人権 1. 2. 3）については、まとめて一つの課目単位とします。連続して受講してください。

*①～⑧各講座において30分以上遅刻された講座については、当該講座の修了を認めません。

◆ 新任・基礎研修の講座を1年以内に全て受講し、レポートの提出など修了要件を満たされた方には、大阪府知事名で修了証書を交付します。

2 日目

⑤ 企業と同和問題 (10:00～11:30)

「同和問題とはなにか？」「同和問題の歴史」などの同和問題の基礎を学ぶとともに、部落差別の実態、今後の同和問題の解決に向けた企業の果たすべき役割について考える。

⑥ 企業と障がい者雇用 (12:30～13:50)

障がい者の社会的自立、すなわち「職業」を通じての自立が障がい者福祉の基本である。企業の障がい者雇用の実例を学ぶことにより、ノーマライゼーションの理念に基づく社会の実現に向けた課題を認識する。

⑦ 企業と在日外国人 (14:00～15:20)

日本には、194か国223万人を超える外国人が暮らしている。また、韓国・朝鮮籍の人が多く暮らしており、その歴史的経緯や民族・文化の違いを認め尊重しあう「共に生きる社会」をつくるために、企業として認識すべきことを学ぶ。

⑧ 企業と男女機会均等 (15:30～16:50)

女性が能力を十分に発揮するための雇用環境の整備が企業に求められている。「男女雇用機会均等法」を中心に固定的な性別役割分担意識を解消するためにどうすべきかを考える。

講師団

平成28年度に講師を担当いただいた方々です。

安藤正彦	大阪同和・人権問題企業連絡会	名倉彰子	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部 大阪障害者職業センター主幹障害者職業カウンセラー
川本和弘	(一社)部落解放・人権研究所 啓発企画部	朴洋幸	NPO法人トッカビ 代表
金光敏	NPO法人コアNGOセンター 事務局長	日高庸晴	宝塚大学 看護学部教授
国定三恵	Futaba Language School 代表	馬郡繁	大阪府障がい者雇用促進センター 障がい者雇用支援員
小林久美子	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部 大阪障害者職業センター南大阪支所長	松村匡訓	(一財)大阪府人権協会 事業部 主事
柴原浩嗣	(一財)大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長	丸濱寛	(株)アソウ・ヒューマニーセンター
芝本正明	大阪企業人権協議会 研修サポートセンター長	宮前綾子	(一財)大阪府人権協会 事業部部長(人権啓発担当)
高山義弘	タカヤママネージメントアンドカンパニー 代表	森田良仁	大阪同和・人権問題企業連絡会 常務理事
棚田洋平	(一社)部落解放・人権研究所 調査・研究部	文公輝	NPO法人多民族共生人権教育センター 事務局次長
津川龍一	(一社)大阪府専修学校各種学校連合会 留学生委員	森藤啓治郎	丸善運輸倉庫(株) 代表取締役社長
中東宏一	大阪同和・人権問題企業連絡会 常務理事	八木裕之	HRM総研八木社会保険労務士事務所

(50音順)

大阪労働局雇用・環境均等部、大阪労働局職業安定部、大阪府商工労働部雇用推進室

上記以外の講師も予定しています。

研修受講にあたってのお知らせ

- 「新任・基礎研修」は、新しく選任された推進員、及び以前より選任されている推進員で、未だ本研修を受講されていない方が対象です。
- 「新任・基礎研修」の講座を1年以内に全て受講し、レポートの提出など修了要件を満たされた方には、レポートの内容を審査のうえ、大阪府知事名で修了証書を交付します。（1年以内とは、最初の講座受講日から起算し、1年を経過する満了日の属する実施月までです。）
- 修了証書の交付を希望される方は、研修に関するレポートを、全ての講座を受講後2週間以内にご提出いただくことになります。（A4用紙1枚の様式を研修当日に配付します。）
- 修了証書は郵送交付しています。修了証書送付用封筒として角形2号封筒（240mm×332mm）に送付先をご記入の上、450円分（郵送料140円、簡易書留310円）の切手を貼付けたものを研修当日にご持参ください。
- 修了証書の交付にあたり、「部落解放・人権大学講座」を既に受講された方は、2日目の講座（企業と同和問題、企業と障がい者雇用、企業と在日外国人、企業と男女機会均等）についての受講を免除することができますので、お申出ください。
- 受講料は無料です。
- 研修資料および受講票は研修当日にお渡ししますので、筆記用具をご持参ください。
- 研修実施日の午前7時時点で大阪府内いずれかの地域に「特別警報」または「暴風警報」が発令されていた場合は、「当日の研修を中止」します。

研修受講申込方法

- 受講にあたっては、事前にお申込みが必要です。
- 受講希望者は、裏面「研修実施スケジュール・会場」をご確認のうえ、「申込み票」をFAX、メール又は封書で大阪府雇用推進室あて提出してください。また、大阪府ホームページ「採用と人権」（下記アドレス参照）に [Word形式] の申込書を掲載していますので、ダウンロードしていただくことも可能です。メール送信の場合、そのまま添付ファイルとしてご利用いただいても結構です。
- お申込みは定員に達するまで随時受付しています。受付の通知・受講票は送付しません。お申込みの上、直接会場へお越しください。
- 定員に達し、申込受付を終了した場合は、下記ホームページでお知らせします。

お問合せ・申し込み先

大阪府商工労働部 雇用推進室労政課 労政・労働福祉グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
TEL (06) 6210-9518 FAX (06) 6210-9517
E-mail rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

*** 大阪府ホームページ「採用と人権」 ***

<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/index.html>

「公正採用選考」や研修行事などの情報を提供!!

主催/大阪府・大阪労働局 協力/大阪企業人権協議会

※ このリーフレットは15,000部作成し、1部あたりの単価は●円です。

研修実施スケジュール・会場(平成29年度前期)

実施月	日 時	会 場
平成29年 4月	1日目: 4月17日(月)	エル・おおさか (大阪府立労働センター) 本館6F: 大会議室
	2日目: 4月18日(火)	
5月	1日目: 5月17日(水)	
	2日目: 5月18日(木)	
6月	1日目: 6月 8日(木)	
	2日目: 6月 9日(金)	
7月	1日目: 7月11日(火)	
	2日目: 7月12日(水)	
8月	1日目: 8月28日(月)	
	2日目: 8月29日(火)	
9月	1日目: 9月26日(火)	
	2日目: 9月27日(水)	

≪研修開始時刻≫
 1日目: 10時30分～
 2日目: 10時00分～
 (各講座の時間割については、2ページをご確認ください。)

 研修当日、両日とも開始前に研修についての簡単な説明がありますので、開始5分前までに到着ください。

【エル・おおさか】案内地図

研修は、各月ともエル・おおさかで実施します。

所在地: 大阪市中央区北浜東 3-14

最寄駅: ・地下鉄谷町線「天満橋」駅 (北改札→②番出口)
 ・京阪本線「天満橋」駅 から西へ約 300m

・京阪本線、地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ 500m

FAX 番号 06-6210-9517 (大阪府商工労働部 雇用推進室)

公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」申込み票

受講日	1日目 月 日 () / 2日目 月 日 ()		
法人・事業所名 <small>※省略せず、法人名・事業所(支社・施設名)まで記入してください。</small>	ふりがな	所在地	〒
受講者名前	ふりがな	役職名 または 所属名	
電話番号		FAX番号	

受講は原則として2日連続でお願いします。但し、2日連続の受講が困難な場合は、各課目単位での受講も可能です。ただし、1日目午後の②～④(企業と人権 1.2.3)は連続して受講してください。
 お申し込みは定員に達するまで随時受け付けます。受付の通知・受講票は送付しません。

* この「申込み票」に記載された個人情報については、受講申込み者・修了者の把握等、新任・基礎研修の実施に関わる必要な事務処理の目的以外には使用いたしません。

「男女いきいき・元気宣言」事業者募集！

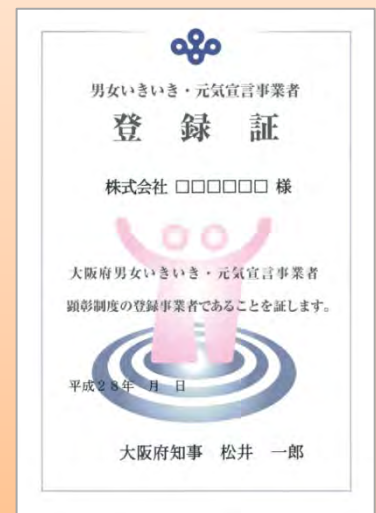
男性も女性もいきいきと働くことのできる取組みを進める
意欲のある事業者のみなさんを、大阪府は応援します。

大阪府は、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取組みを進め、男性も女性もいきいきと働くことのできる元気な企業・団体をめざしてがんばっているみなさんを、「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取組みを応援しています。



「男女いきいき・元気宣言」事業者としてご登録いただくことで…

- ★ 企業向けの講座や研修などの情報をメールでお知らせします。
- ★ 大阪府提携の融資をご利用いただけます。
 - ・「おおさか男女いきいきサポートローン」(商工中金)
 - ・「エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー」融資制度(りそな銀行)
- ★ 「男女いきいき・元気宣言」事業者として、府のホームページ等を通じて、広く府民に紹介します。
- ★ 「男女いきいき・元気宣言」事業者であることを意味するシンボルマークを、名刺やホームページ、広告等に使用いただけます。



大阪府知事の登録証を発行します！



大阪府は、事業者のみなさんとともに、男性も女性もいきいきと働くことのできる元気な大阪をめざします。



募集の対象や、登録の要件など、詳しくは裏面をご覧ください。

募集の対象

Q どのような事業者が登録の対象となりますか？

- A 大阪府内に事業所があり、男女がいきいきと働くことができる取り組みを行っている事業者で、かつ、2人以上の女性従業員（うち少なくとも1人は正社員）を雇用している事業者が対象となります。
- ※事業者とは、企業、財団・社団法人などをさします。（営利、非営利を問いません。）

登録の要件

Q どのような取り組みをしている事業者が対象となりますか？

- A ①女性の能力を活用するための取り組み、②男性の育児参加を支援するための取り組み、③仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取り組み、④男女がともに働きやすい職場づくりのための取り組みのいずれかに取り組んでいる事業者が登録対象となります。

取り組み事例の紹介（次のような取り組みを一つでも実践している事業者が登録対象となります）

①女性の能力を活用するための取り組み

- ・営業や理工系技術者など女性が少ない職種や職場に女性を積極的に採用・配置するなど、女性の採用拡大や職域拡大などに取り組んでいる。
 - ・女性の管理職の割合を高めるための目標設定や、人事考査基準の明確化などに取り組んでいる。
 - ・女性の仕事に対するチャレンジ意欲向上や意識改革を図るため、職員研修の充実などに取り組んでいる。
- など

②男性の育児参加を支援するための取り組み

- ・男性の育児参加を支援するための具体的な計画や方針がある。
 - ・男性の育児休業取得を促進するため、管理職の指導や研修を実施している。
- など

③仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取り組み

- ・育児や介護などを行いながら仕事を続けられるように、育児・介護・看護のための休業制度や短時間勤務制度など様々な制度の導入に積極的に取り組んでいる。
 - ・仕事と家庭の両立に悩む従業員のための相談体制の整備や、管理職研修の実施などに取り組んでいる。
 - ・育児等により休業した従業員が復職しやすいように、休業中の情報提供などに取り組んでいる。
- など

④男女がともに働きやすい職場づくりのための取り組み

- ・セクシュアル・ハラスメントを防止するために、職員研修の充実や相談体制の整備、カウンセラーの配置などに取り組んでいる。
 - ・男女の固定的な役割分担意識の解消のために管理職や従業員の研修や意識啓発などに取り組んでいる。
 - ・男女がともに働きやすい職場とするため、施設・設備の改善や作業方法の見直しなどに取り組んでいる。
- など

応募・お問い合わせ

大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ
〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-3-49
大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）3階
電話：06-6210-9321 / FAX：06-6210-9322

ホームページ

応募用紙をダウンロードしていただけます。

大阪府 男女いきいき 検索

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/ikiki2013/index.html>



『男女いきいき・元気宣言』事業者登録応募用紙



記入日：平成 年 月 日

応募者		所属部署	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

【企業・団体等の概要】

名称			
所在地	〒		
代表者			
電話番号		FAX番号	
HPアドレス			
業種	<p>A 農業, 林業 B 漁業 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの) S 公務 (他に分類されるものを除く) T その他 ()</p>		
*該当するものに○をつけてください。			
従業員数	計 _____ 人 (うち 女性 _____ 人)		
うち 正社員	計 _____ 人 (うち 女性 _____ 人)		

【実施している取組の内容】 *該当する取組に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 女性の能力を活用するための取組
- 2 男性の育児参加を支援するための取組
- 3 仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組
- 4 男女がともに働きやすい職場づくりのための取組
- 5 その他、働く場における男女共同参画を推進するための取組

●具体的内容 (取組・制度名、実績等、あればご記入ください。)